

木材貿易の現状

令和8年7月

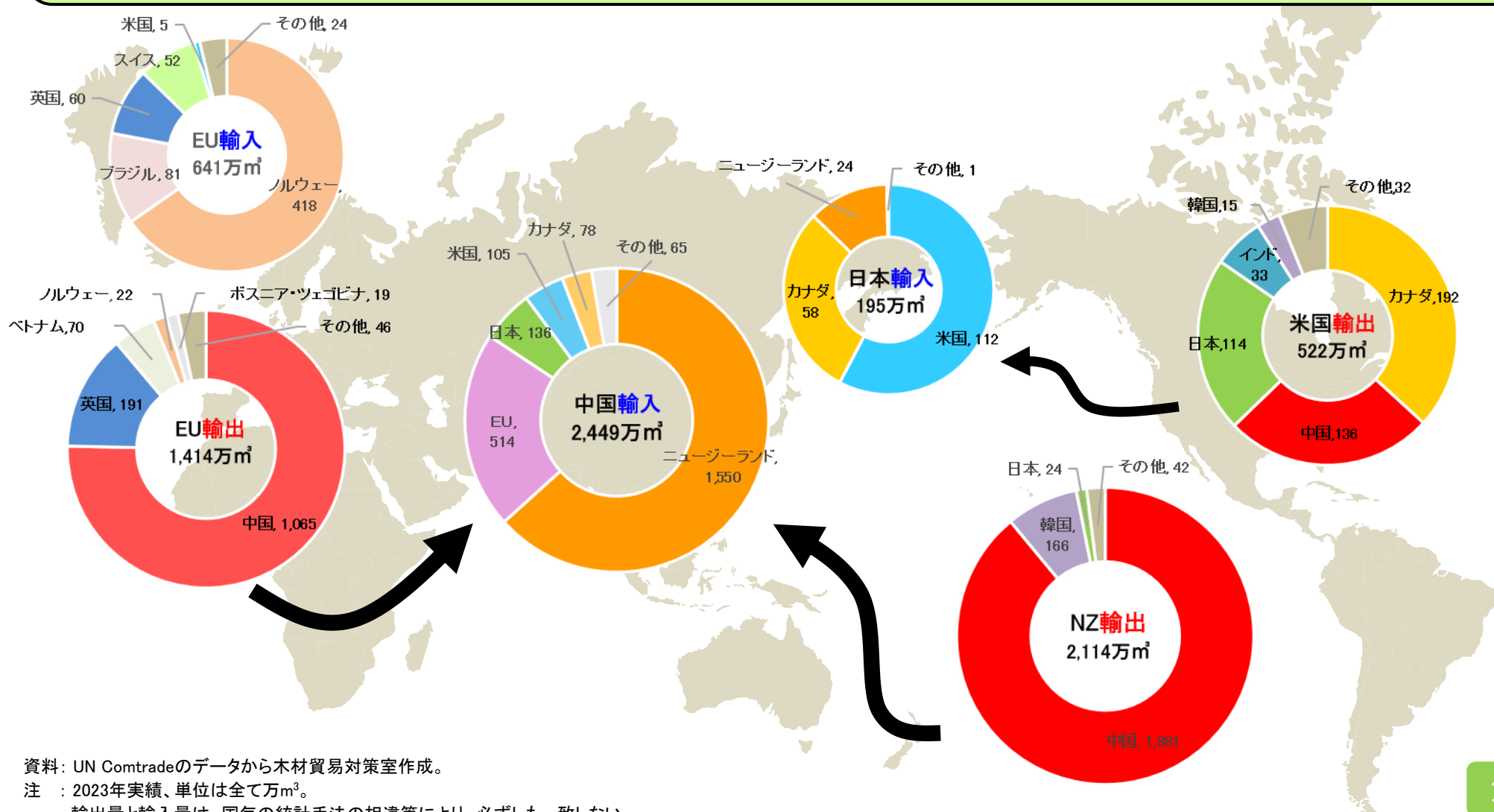
林野庁 木材貿易対策室

目 次

- 1. 世界の木材貿易 p.1
- 2. 日本の木材輸入 p.3
- 3. EPA／FTAと木材輸入 p.9
- 4. 国別の輸入動向 p.14

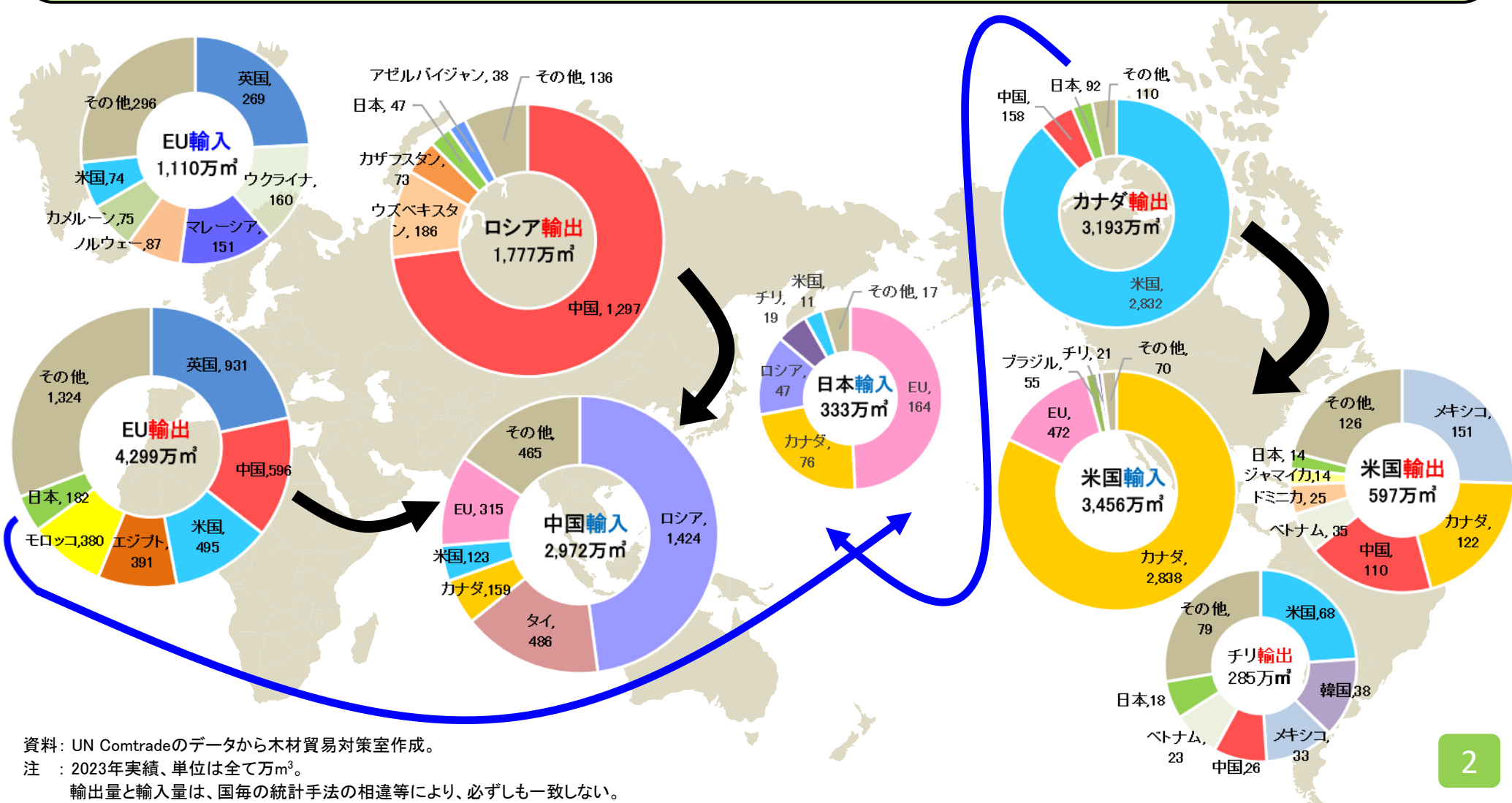
1. 世界の木材貿易ー①針葉樹丸太

- 2023年における世界の針葉樹丸太輸出量は約8,500万m³。NZ(25%)、EU(17%)、米国(6%)で全体の48%。
- 同年における世界の針葉樹丸太輸入量は約7,770万m³。中国(32%)、EU(8%)で全体の40%。
- 主な流れは、NZ→中国(1,900万m³程度)、EU→中国(約1,000万m³)など。
- 日本の針葉樹丸太輸入量は195万m³で、世界の3%。米国からの輸入が58%。



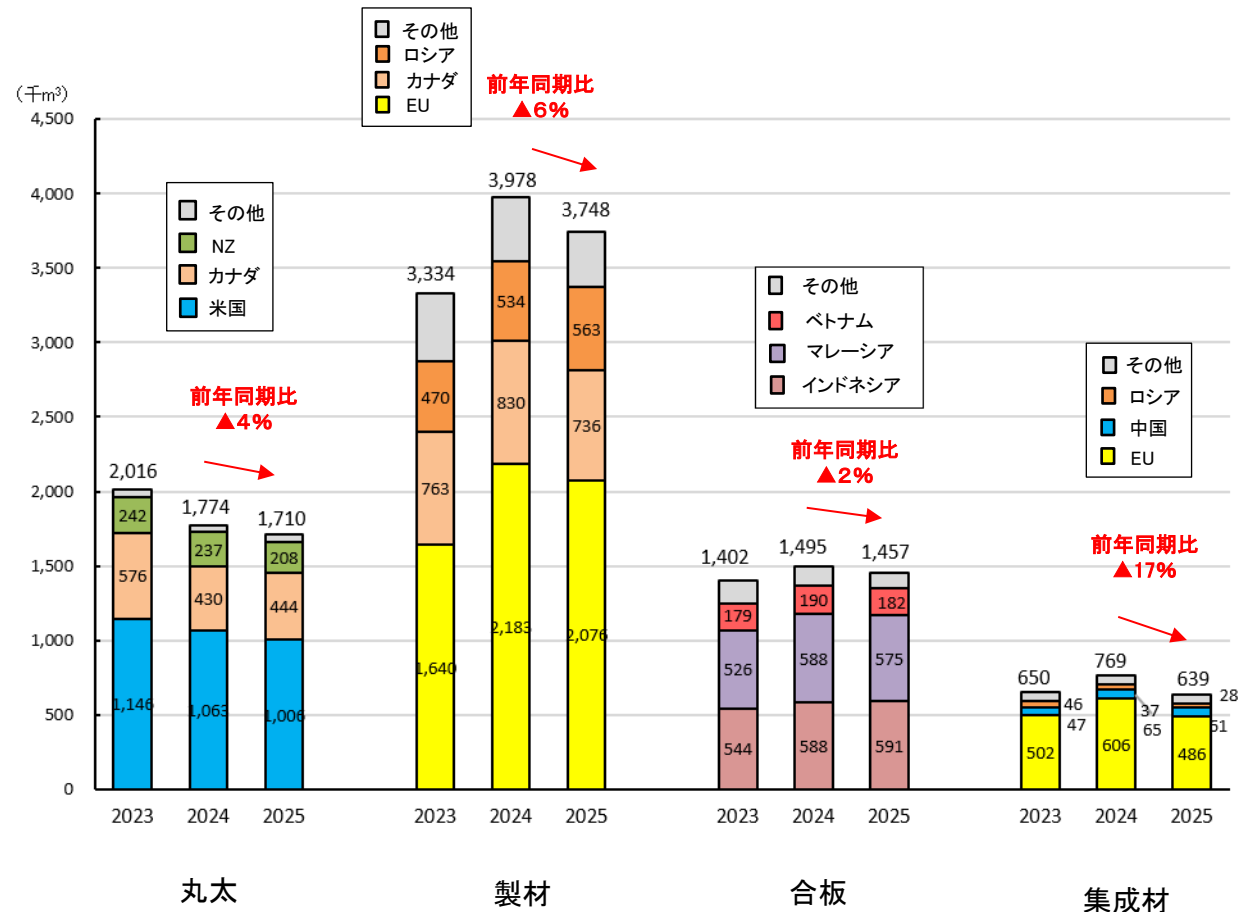
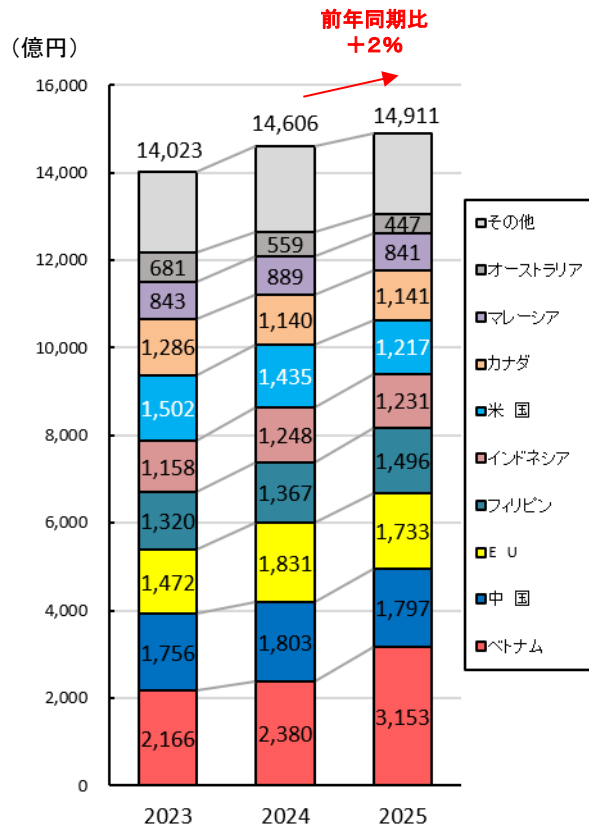
1. 世界の木材貿易－②針葉樹製材

- 2023年における世界の針葉樹製材輸出量は約1億3900万m³。EU(30%)、カナダ(23%)、ロシア(13%)で全体の66%。
- 同年における世界の針葉樹製材輸入量は約1億2700万m³。米国(27%)、中国(23%)、EU(9%)で全体の59%。
- 主な流れは、カナダ→米国(約2,800万m³)、ロシア→中国(約1,300万m³)、EU→英国(約900万m³)、EU→中国(約600万m³)など。
- 日本の輸入量は333万m³で、世界の3%。EUからの輸入が49%、カナダが23%。



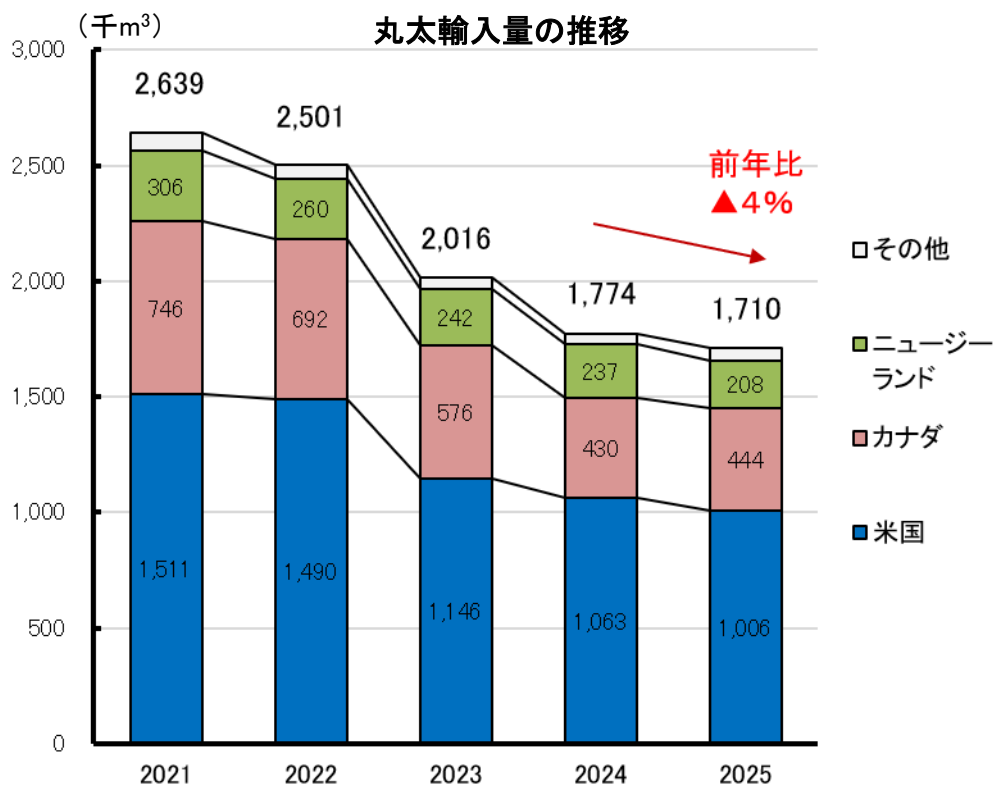
2. 日本の木材輸入

- 2025年の輸入額累計は、前年同期比+2%の1兆4,911億円。
- 品目別では、丸太が前年同期比▲4%、製材が同▲6%、合板が同▲2%、集成材が同▲17%、木質ペレットが同+35%。
- 2023年同期と比較すると、輸入額累計は+6%。品目別では、丸太が▲15%、製材が+13%、合板が+4%、集成材が横ばい、木質ペレットが+49%。



2. 品目別輸入動向－(1)丸太

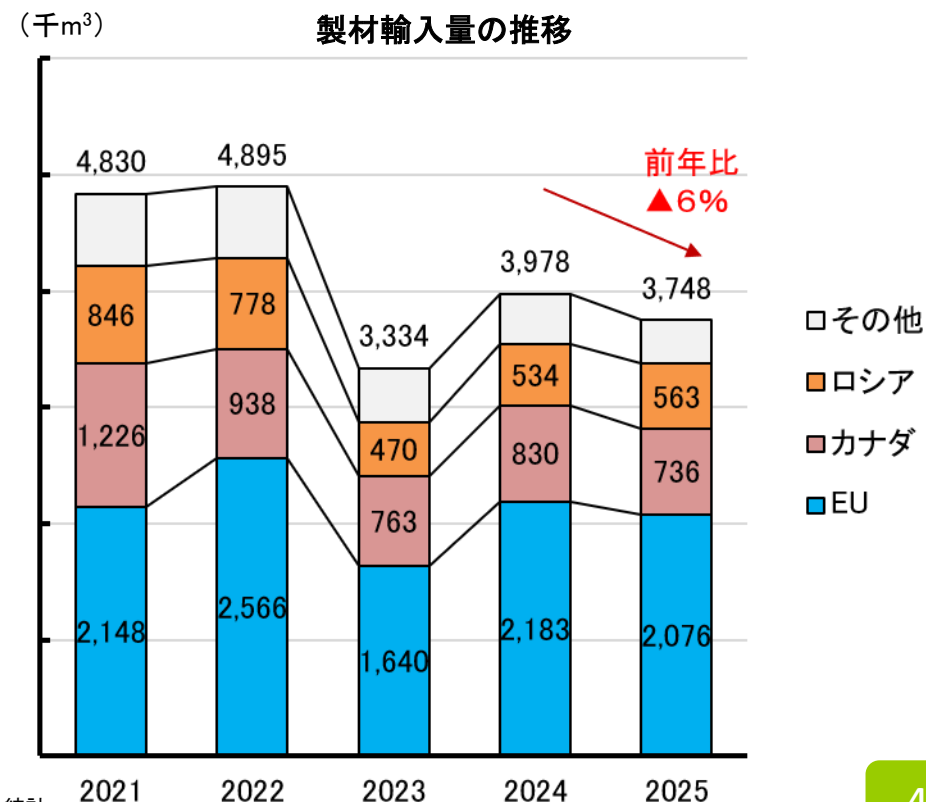
- 2025年の丸太輸入量は、前年比▲4%の171万m³。
- 米国（シェア：59%）は、同▲5%の101万m³。国内需要の停滞や円安による輸入コスト高により、輸入量が減少。ベイマツ丸太の製材大手が2023年の工場火災被害を経て一部稼働を再開。
- カナダ（同26%）は、同+3%の44万m³。合板メーカーが長尺用合板のベイマツ丸太をまとめて輸入したことなどから、輸入量が増加。
- NZ（同12%）は、同▲12%の21万m³。NZ産丸太は主に梱包材用。輸入港への配船間隔の拡大や円安により輸入コストが下がり、国産スギ材への転換が進行。



資料：「貿易統計」
（2025年は確々報値）

(2) 製材

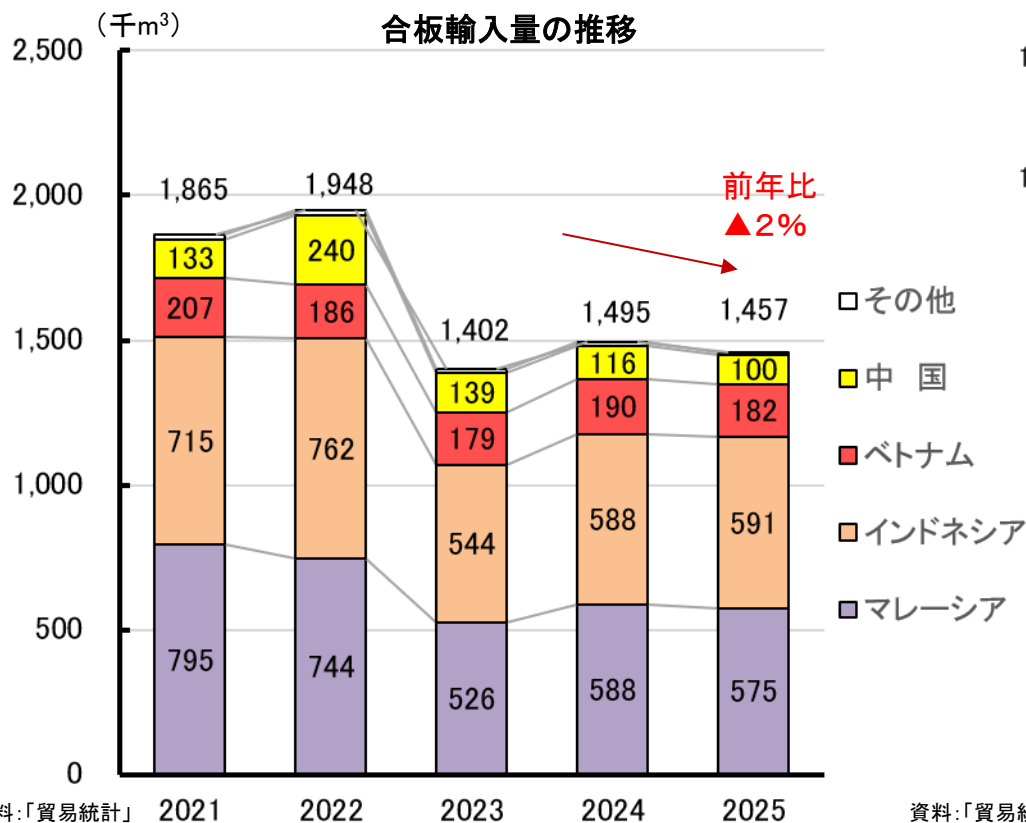
- 2025年の製材輸入量は、前年比▲6%の375万m³。
- EU（シェア：55%）は、同▲5%の201万m³。日本国内での需要低迷や産地製品高、円安による輸入コスト高により、輸入量は減少。コスト面で輸入材から国産材への切り替えが進行。
- カナダ（同19%）は、同▲11%の74万m³。SPF製材は、EU同様に、国内需要の低迷や産地製品高、円安による輸入コスト高により、輸入量は減少。
- ロシア（同15%）は、同+5%の56万m³。アカマツ製材について、需給の面で年の前半にまとまった輸入が続いたことなどから、輸入量が増加。



資料：「貿易統計」
（2025年は確々報値）

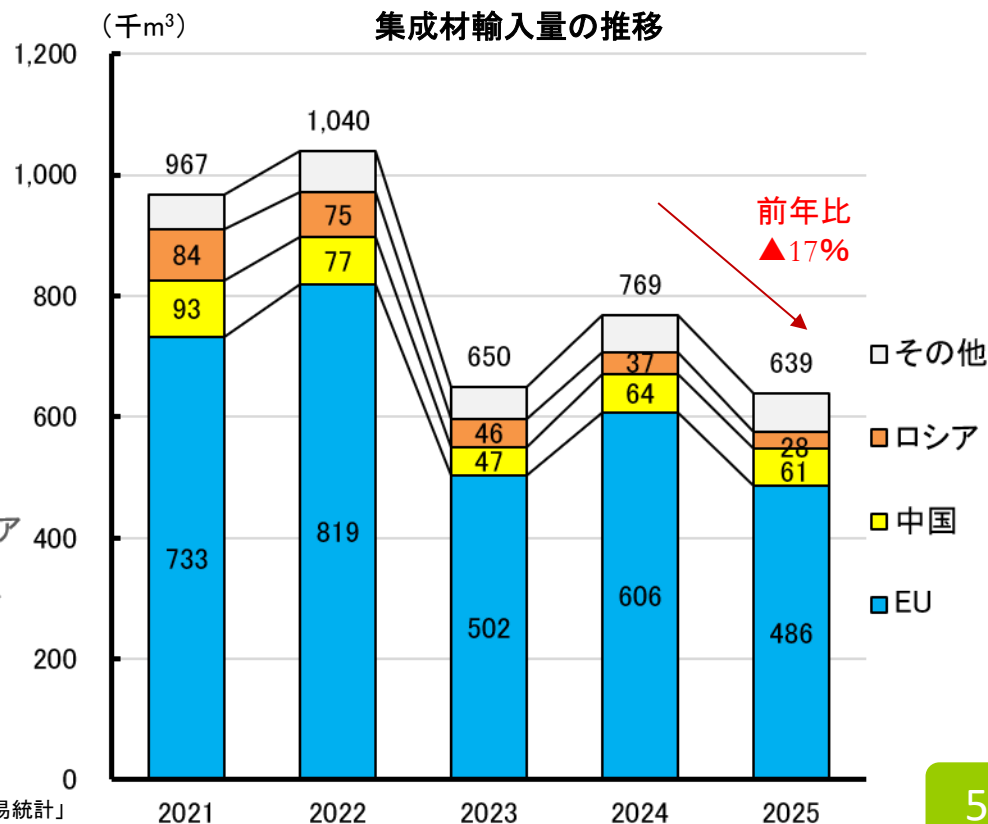
(3) 合板

- 2025年の合板輸入量は、前年比▲2%の146万m³。
- インドネシア（シェア：41%）は、前年比+1%の59万m³。マレーシア（同39%）は、前年比▲2%の58万m³。型枠合板の日本国内における需要低迷や円安による輸入コストの増加等により輸入量は減少。
- ベトナム（同12%）は、前年比▲4%の18万m³。中国（同7%）は、前年比▲14%の10万m³。



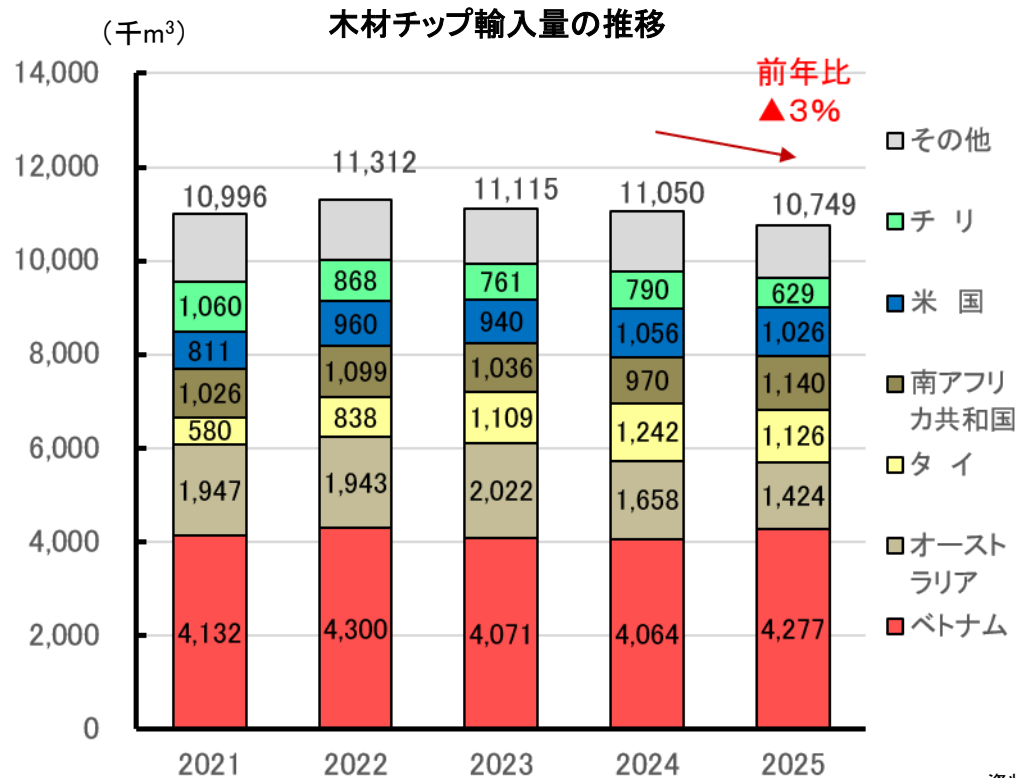
(4) 集成材

- 2025年の集成材輸入量は、前年比▲17%の64万m³（うち構造用集成材：53万m³）。
- EU（シェア：76%）は、前年比▲20%の49万m³。日本国内での需要低迷や円安による輸入コストの上昇に加え、域内での相次ぐ工場閉鎖も影響し、輸入量は減少。
- EU加盟国別では、フィンランドが前年比▲22%の22万m³、ルーマニアが同▲42%の6万m³、オーストリアが同▲6%の8万m³。特にルーマニアの輸入量が大きく減少。
- 中国（シェア：10%）は、同▲5%の6万m³。ロシア（同4%）は、前年比▲24%の3万m³。



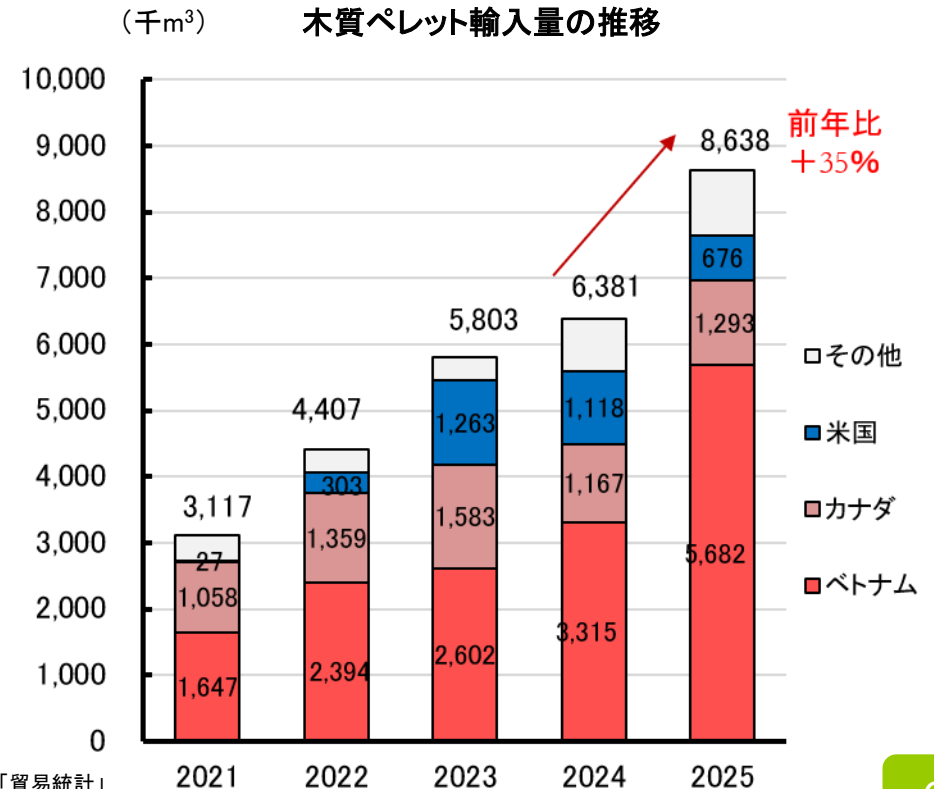
(5) 木材チップ

- 2025年の木材チップ輸入量は、前年比▲3%の1,075万トン。
- 輸入木材チップの主な用途である、紙・板紙はデジタル化や少子化等により、グラフィック用紙を中心に内需は長期にわたり減少傾向。2025年も、印刷用紙や梱包に使う段ボールなど板紙の需要が低迷。
- ベトナム（シェア：40%）は、前年比▲5%の428万トン。オーストラリア（同13%）は同▲14%の142万トン、タイ（同10%）は同▲9%の113万トン。



(6) 木質ペレット

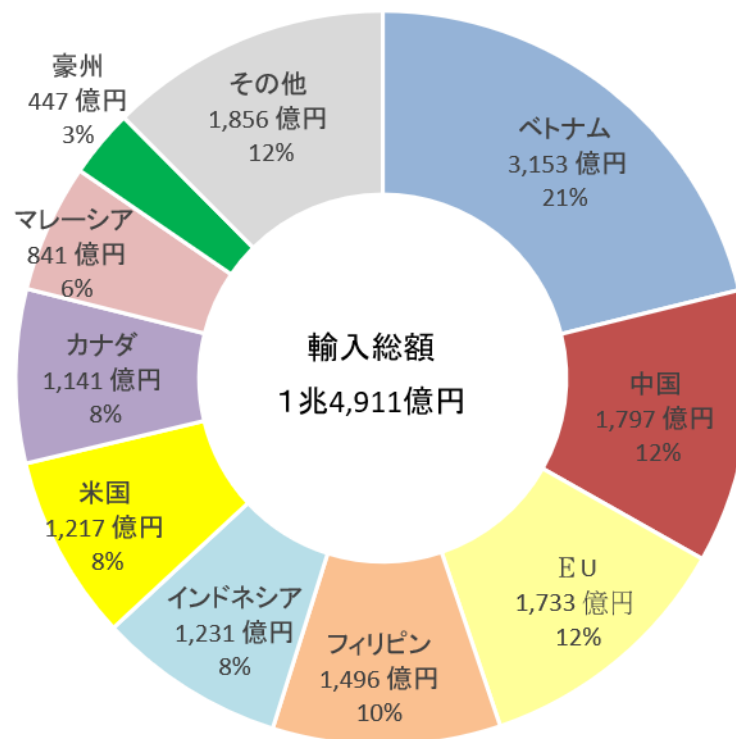
- 2025年の木質ペレット輸入量は、前年比+35%の864万トン。我が国では、FIT・FIP制度を背景とした木質バイオマス発電所の新規稼働が相次ぎ、燃焼効率の高さや需要の高まりから近年輸入が急増。
- ベトナム（シェア：66%）は同+71%の568万トン。カナダ（同15%）は同+11%の129万トン、米国（同8%）は同▲40%の68万トン。ベトナムからの輸入量は年々増加傾向。



2. 日本の木材輸入一(参考)木材輸入額の国別内訳

- 木材輸入額は、1兆4,911 億円(2025年)。主な輸入先は、ベトナム(チップ、ペレット)、中国(その他の木製品)、EU(製材、集成材)、フィリピン(建築用木工品)、インドネシア(合板)、米国(丸太、チップ、ペレット)、カナダ(製材、ペレット)、マレーシア(合板)、豪州(チップ)。

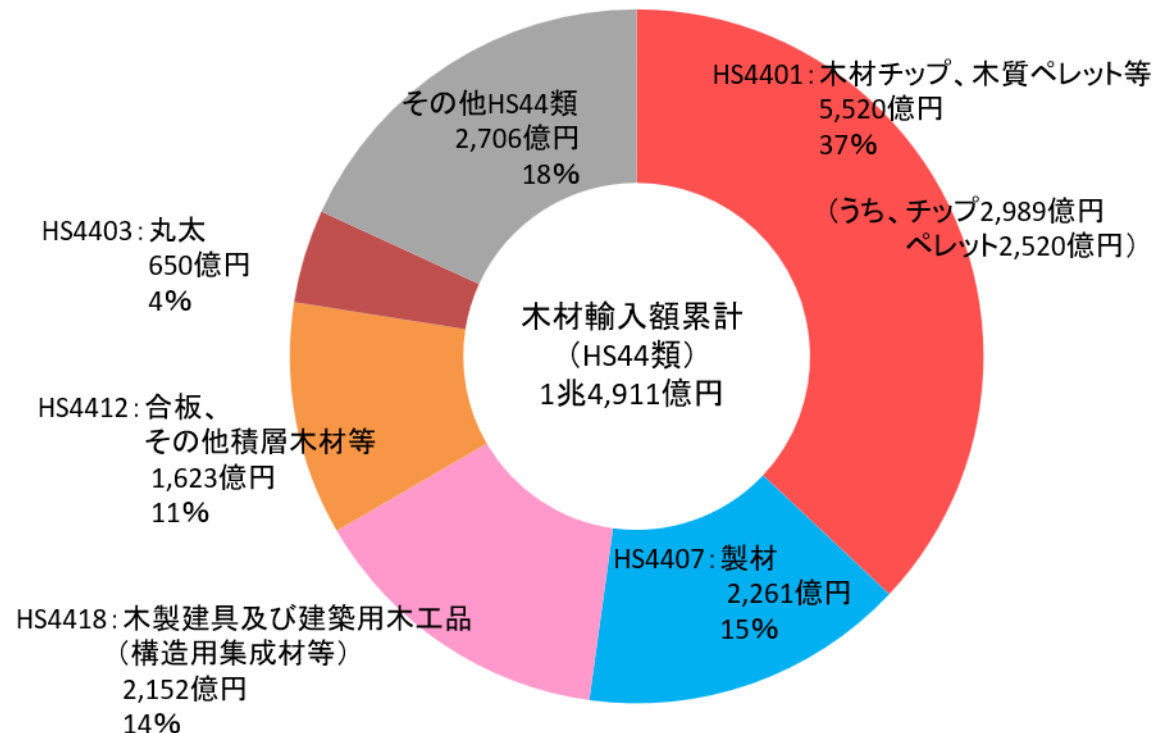
我が国の木材輸入額(国別:2025年)



2. 日本の木材輸入一(参考)木材輸入額の品目別内訳(HSコード4桁ベース)

- 我が国の木材輸入額の品目別内訳(HSコード4桁ベース)は、HS4401(木材チップ、木質ペレット等)が37%、HS4407(製材)が15%、HS4418(木製建具等)が14%、HS4412(合板等)が11%、HS4403(丸太)が4%、その他HS44類が18%。

木材輸入額の品目別内訳(HSコード4桁ベース:2025年)



3. EPA/FTAと木材輸入－①林産物の関税率

- 林産物の関税は、これまでの貿易交渉により、丸太が無税、製材が無税～6.0%、合板が6.0～10.0%、集成材が3.9～6.0%。
- 我が国の木材輸入の大部分は、EPA/FTA締結済みの国（米国除く）が占めており、既決EPA/FTAにより、ほとんどの品目の関税が即時撤廃又は段階的撤廃となっている。主要な輸入国のうち、関税が残っている国は、中国、ロシア、インドネシア（合板）等。

我が国の林産物関税

主な品目	関税率（%）
丸 太(桐を除く)	無税
チップ	無税
製 材(S P F※)	4. 8
製 材（ベイマツ、ベイツガ）	無税
製 材（カラマツ等）	6. 0
パーティクルボード・OSB	5. 0～6. 0
合 板（熱帯木材）	6. 0～10. 0
合 板（広葉樹、針葉樹）	6. 0
集成材	6. 0
構造用集成材	3. 9
直交集成板（CLT）	3. 9
木製家具	無税
紙	無税

※トウヒ（Spruce）、マツ（Pine）、モミ（Fir）類。主なものは欧州及び北米のパイン・スプルース、NZ・チリのラジアータパイン、北洋のエゾマツ・アカマツ等。なお、ベイマツは含まれない。

3. EPA／FTAと木材輸入－②既決EPA／FTAにおける木材の取り扱い

- 我が国は、これまで、**19の国・地域とEPA／FTAを締結済み**。
- 林産物の市場アクセス交渉に当たっては、各国の森林の有する多面的機能の発揮と国内の林業・木材産業への影響に配慮して、**合板・集成材を中心に、極力、関税撤廃を回避**(ただし、CPTPP、日EUでは、全ての品目で即時又は段階撤廃)。
- 日マレーシア、CPTPP、日EUでは、**違法伐採問題への取組も規定**。

既決EPA／FTAにおける木材の譲許内容

国名	発効	木材(44類)の関税譲許				その他
		即時撤廃 (現行無税 87Lを含む)	段階撤廃	再協議	除外	
シンガポール	2002年11月	—	—	—	45L(合板、集成材)	—
メキシコ	2005年4月	148L	39L(B3:26L、B5:4L、B9:9L)	—	47L(製材、合板、集成材)	—
マレーシア	2006年7月	200L	—	34L(合板)	—	共同声明に違法伐採対策
チリ	2007年9月	142L	38L(B10:34L、B15:4L)	3L(合板の一部)	51L(合板、集成材、積層木材、繊維板、PB)	
タイ	2007年11月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—
インドネシア	2008年7月	200L	—	34L(合板)	—	—
ブルネイ	2008年7月	154L	35L(B7:32L、B10:3L)	45L(合板、集成材)	—	—
ASEAN	2008年12月	154L	35L(全てB10)	22L(合板(熱帯木材(6.5%、8%)、集成材) (※10年間で5%まで段階削減)	23L(合板(その他)) (※現行税率維持)	—
フィリピン	2008年12月	154L	35L(全てB10)	45L(合板、集成材)	—	—
スイス	2009年9月	160L	34L(B5:31L、B15:3L)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—
ベトナム	2009年10月	154L	35L(B7:20L、B10:15L)	—	45L(合板、集成材)	—
インド	2011年8月	153L	41L(全てB10)	—	40L(合板、構造用集成材、SPF製材)	—
ペルー	2012年3月	146L	46L(B5:3L、B7:4L、B10:37L、B15:2L)	3L(合板の一部)	39L(合板、集成材、積層木材の一部)	—
豪州	2015年1月	200L	—	34L(合板)	—	—
モンゴル	2016年6月	166L	33L(B3:3L、B5:20L、B10:7L、B15:3L)	—	35L(合板等)	—
CPTPP	2018年12月	191L	43L(B10(カナダのSPF製材等、マレーシア、NZ、チリ、ベトナムの一部の合板はB15、CLTはB8)	—	—	環境章に違法伐採対策を規定。
EU	2019年2月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。
米国	2020年1月	—	—	—	234L	—
英国	2021年1月	180L	54L(B7:28L(SPF製材、構造用集成材等)、B10:26L)	—	—	貿易と持続可能な開発章に違法伐採対策を規定。
RCEP	ASEAN、豪州、NZ	2022年1月	127L	62L(B10:21L、B15:41L(SPF製材、構造用集成材))	税率維持:34L(合板) 5%までの関税削減:11L(積層木材)	—
	中国		117L	—	117L(合板、集成材、SPF製材、造作用LVL、フリー板、割り箸)	—
	韓国	2022年2月	127L	23L(B10:21L、B15:2L)	84L(合板、集成材、SPF製材、繊維版の一部、PB)	—

注1:「L」は、HS2012ベースのライン数(44類は合計234L)。

注2:「B●」は、●年間の段階引き下げによる関税撤廃を意味する。

3. EPA/FTAと木材輸入ー③CPTPP

平成30年12月30日発効(メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州)、平成31年1月14日発効(ベトナム)、令和3年9月19日発効(ペルー)、令和4年11月29日発効(マレーシア)、令和5年2月21日発効(チリ)、令和5年7月12日発効(ブルネイ)

- CPTPPでは、**全ての林産物**について、**関税撤廃又は段階撤廃を約束**。
- **合板及び製材**は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国(マレーシア、カナダ等)に対し、**16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガード**を国別に設定。
- **違法伐採木材**に関し、各国における**行政措置の強化や各国間の協力**に関する規律を規定。

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量									
			マレーシア	カナダ	NZ	チリ	ベトナム	米国	豪州	その他	締結国計	世界計
熱帯木材合板(※1)	m ³	6.0	770,121	-	-	-	7,616	41	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板(※1)	m ³	6.0	616,393	194	-	-	41,502	92	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板(14種)(※1)	m ³	8.5～10.0	151,166	-	-	-	40	1	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板(※1)	m ³	6.0	223	23,748	50,208	7,401	2,565	2,837	-	-	86,981	154,145
OSB(※2)	m ³	5.0～6.0	-	206,518	0	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード(※2)	m ³	6.0	13,035	181	61,442	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材(※1)	m ³	4.8	6	1,502,676	55,559	300,059	209	9,686	101	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL(※2)	m ³	6.0	20,234	664	5,999	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材(※2)	m ³	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m ³	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	28,282	103,751
フリー板	m ³	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m ³	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	341,514	377,599
その他建築用木工品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	8,869	124,275

※1 国会決議品目

※2 国会決議品目の主な競合品目

(凡例)

発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃。セーフガード付き。
15年間均等引き下げ、16年目で撤廃。セーフガード付き。
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目で撤廃。セーフガード付き。
10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。
即時撤廃

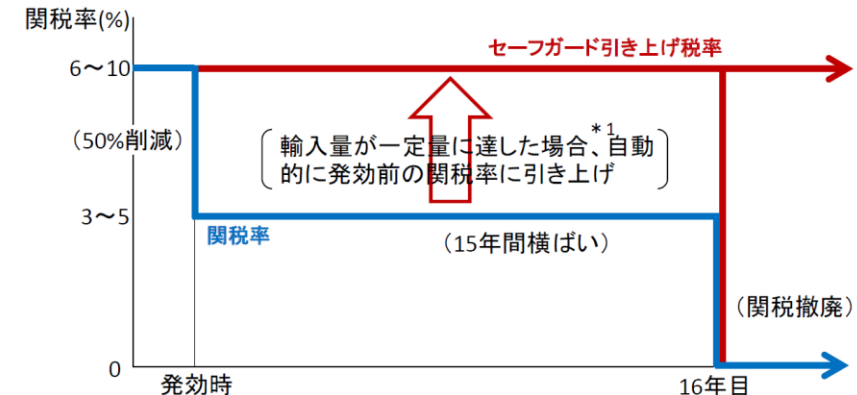
(備考)

- 熱帯木材合板(その他)：ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(6ライン)
- 針葉樹合板：ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(3ライン)
- 造作用LVL：針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- 造作用集成材：針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- その他建築用木工品：CLTについては、8年間均等引き下げ、9年目で撤廃。(1品目)

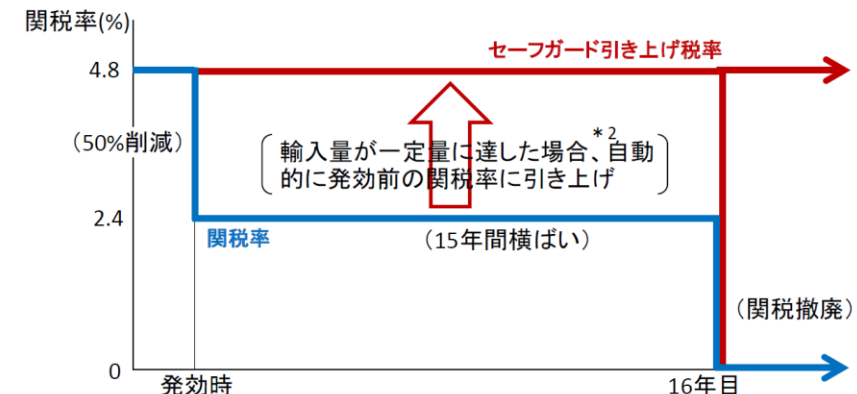
CPTPPにおける 主な林産物の合意内容

CPTPPにおけるセーフガード措置

1. 合板(例：マレーシア)



2. SPF製材(例：カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可！

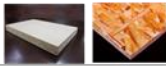
*1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。

*2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。

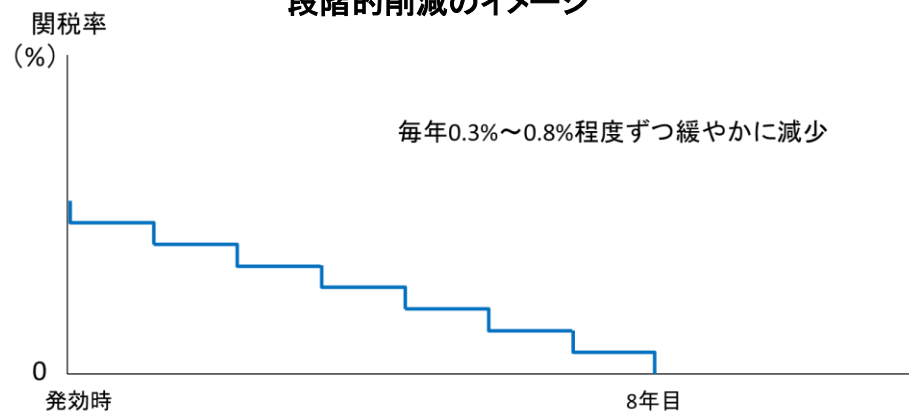
3. EPA/FTAと木材輸入－④日EU・EPA（平成31年2月1日発効）

- 日EU・EPAでは、**構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目**について、一定の撤廃期間を確保（7年の段階的削減を経て**8年目に撤廃**）。（その他の品目については、10年間の段階撤廃又は即時撤廃。）
- **EUの対日関税**については、**全ての林産物で即時撤廃**を確保。
- TSD（貿易と持続可能な開発）章において、両国は**違法伐採及びそれに関連する貿易への対処に貢献**すること等を規定。

日EU・EPAにおける主な林産物10品目
（8年目に関税撤廃）

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの 輸入額（億円） 2012-14 平均
SPF製材		住宅資材（集成材原料ラミナ）	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材（柱、梁等）、 大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード ・OSB		家具用（組立家具、キャビネット等）、 建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	5.0～6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6～5.0	27
くい及びはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 （CLTを含む）		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材 （CLTは大規模建築物の床や壁など）	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	6.0	4
広葉樹合板		家具用（組立家具、キャビネット等）	6.0	3
計			2.2～6.0	1,362

段階的削減のイメージ



対日関税に係る交渉結果（林産物）

個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税～2.5%	即時撤廃
合板等	6%～10%	即時撤廃
木製品 （小像、食器、 建具等）	無税～4%	即時撤廃

3. EPA／FTAと木材輸入－⑤RCEP

- 2020年11月に、ASEAN10か国、中国、韓国、豪州、NZ、日本の計15か国が「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)に署名(※ASEAN、豪州、NZとは、締結済みEPAあり)。2022年1月(韓国に対しては2022年2月)に発効済み。
- 林産物の関税撤廃率は、①ASEAN、豪州、NZに対して、CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既決EPAの範囲内の水準に抑制、②中国、韓国に対しては、さらに低い水準に抑制。
- 輸出面では、中国の合板(針葉樹)や韓国の建築用木工品(窓、戸、杭・梁)の関税撤廃を獲得。

林産物の輸入アクセス交渉結果

	合意内容
ASEAN 豪州 NZ	・ 関税撤廃率は、CPTPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既決EPAの範囲内。 (税率維持：34L、5%までの関税削減：11L、B15：41L、B10：21L、A：40L)
中国	・ 半数の品目を関税撤廃・削減から除外(117L)。 ・ 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ(A：30L)。
韓国	・ 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外(84L)。 ・ 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ(B15：2L、B10：21L、A：40L)。

注：「L」は、HS2012における林産物234品目のうちの品目数を表す(なお、234品目のうち87品目は現行無税)。

林産物の輸出アクセス交渉結果

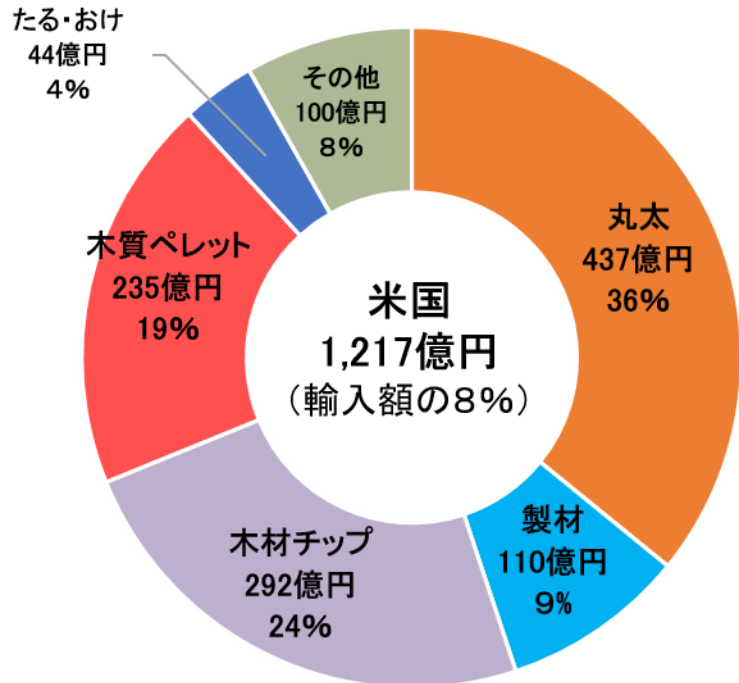
国名	品目	合意内容	基準税率 (2014年時点の税率)
中国	合板 (針葉樹)	11年目撤廃	4%
	加工木材 (針葉樹)	11年目撤廃	7.5%
韓国	建築用木工品 (窓、戸、杭・梁)	10年目撤廃	8%

注：丸太については、中国、韓国ともに、全て現行無税。製材については、中国で全て現行無税、韓国で針葉樹製材がカラマツ属(B10)を除き除外、広葉樹製材がB10、B15又は除外。

4. 国別の輸入動向－①米国

- 米国の丸太生産量は3.19億m³、製材生産量は7,554万m³(2024年)。
- 米国からの**木材輸入額の約4割が丸太**、約1割が製材。丸太、製材ともに、輸入量は**減少傾向**。
- 米国からの丸太輸入量(101万m³)は、**我が国の丸太輸入量全体の59%**。丸太輸入量の**97%**(2025年:98万m³)が**米マツ(ダグラスファー)**。米マツは、主に、木造住宅の**横架材**(梁など)に使用。(なお、米国は、1990年以降、マダラフクロウ保護のため、西経100度以西の国有林から生産された丸太の輸出を禁止。)
- **製材**についても、輸入量(8万m³)の**約6割**(2025年:5万m³)が**米マツ製品**。

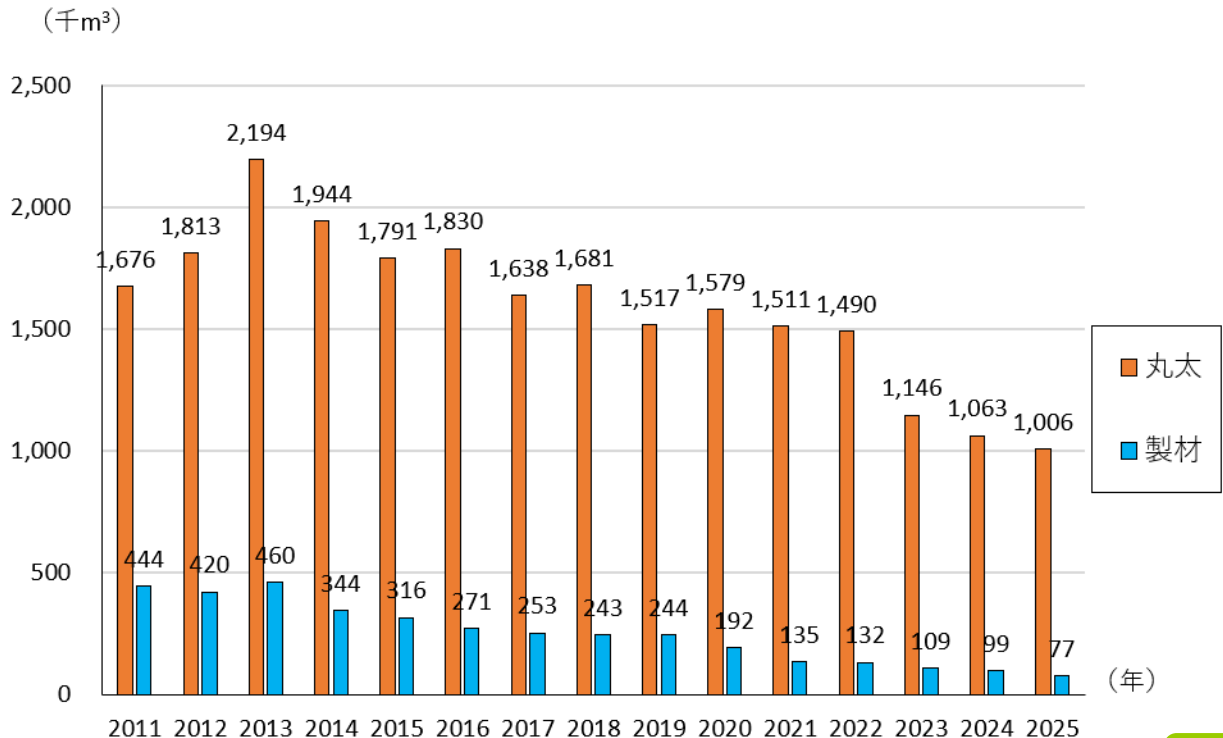
米国からの輸入額(2025年)



※HSコード第4401.31号

資料:「貿易統計」

米国からの輸入量の推移(丸太、製材)



トピック：米国の広葉樹材

- 米国は、我が国の広葉樹（熱帯木材以外）輸入量の約半分を占める。2025年における米国からの広葉樹輸入量は、丸太が1.6万m³、製材が2.9万m³（ただし、米国の輸出統計では、丸太が3.0万m³、製材が5.0万m³）。
- 樹種別に見ると、丸太については、50%がホワイトオーク、27%がメープル、16%がウォルナット。丸太輸入の大半は、北海道の単板業者と製材業者が取扱い。単板業者では突き板、製材業者では家具向け製材に加工。
- 製材については、27%がホワイトオーク、21%がレッドオーク、11%がウォルナット。広葉樹製材の多くは、人工乾燥された板材の形態で輸入され、家具・内装部材に加工。（※アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）からの聞き取り）

我が国の広葉樹（熱帯木材以外）丸太・製材の国別輸入量（2025年）

（広葉樹丸太）

国名	数量 (m ³)
米 国	16,413
ドイツ	5,373
スイス	2,037
パプアニューギニア	916
オーストリア	601
その他	1,497
計	26,837

※ 熱帯木材以外の計

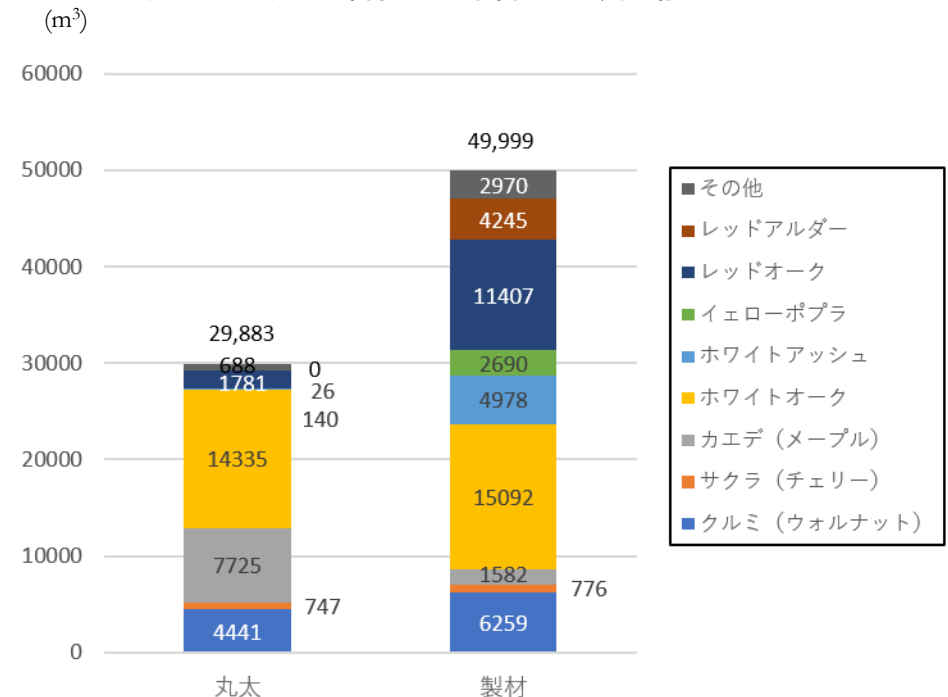
（広葉樹製材）

国名	数量 (m ³)
米 国	29,161
中 国	13,332
ドイツ	6,574
カナダ	5,258
ロシア	3,075
その他	10,063
計	67,463

※ 熱帯木材以外の計

資料：「貿易統計」

米国から日本への樹種別広葉樹丸太・製材輸出量（2025年）

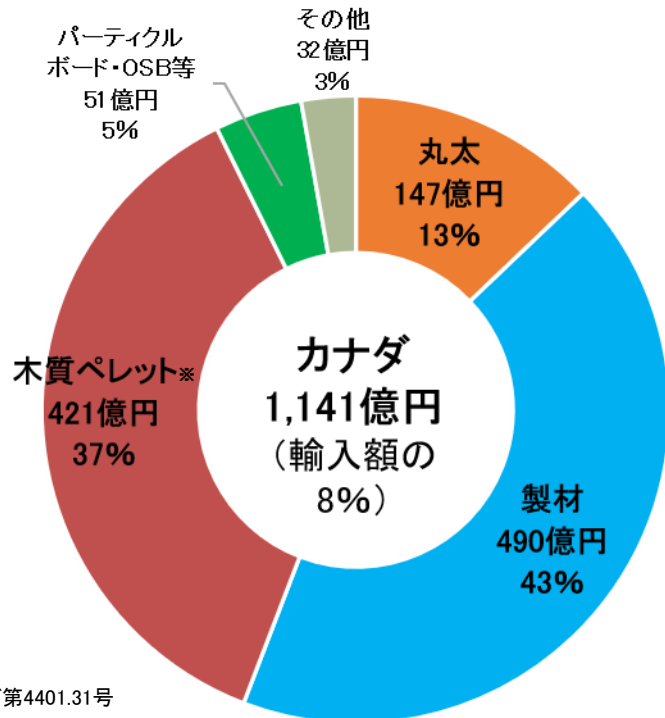


資料：US Trade Statistics

4. 国別の輸入動向－②カナダ

- カナダの丸太生産量は1.15億m³、製材生産量は3,534万m³(2024年)。
- カナダからの**木材輸入額の約4割が製材**、約1割が丸太。丸太、製材ともに、**輸入量は漸減傾向**。近年、**木質ペレットの輸入が急増**(2013年:7.2万トン→2025年:129.3万トン)。
- 2020年の丸太輸入量については、カナダの最大手丸太輸出業者が、経営戦略の観点から、一時的に自社所有林の伐採停止を行った影響により、輸入量が大幅に減少。その後再開し、2021年以降の丸太輸入量は回復。
- カナダからの製材輸入量(74万m³)は、**我が国の製材輸入量全体の20%**を占める。**製材輸入量のうち、71%**(2025年:52万m³)が**SPF製材(※トウヒ、マツ、モミの製材)**。カナダ産のSPF製材は、**2×4住宅(枠組壁構法)の部材**に多用。
- **丸太輸入量(44万m³)のうち、約9割(2025年:42万m³)が米マツ(ダグラスファー)**。カナダ産の米マツ丸太は、一部、**針葉樹合板の原料**として使用。

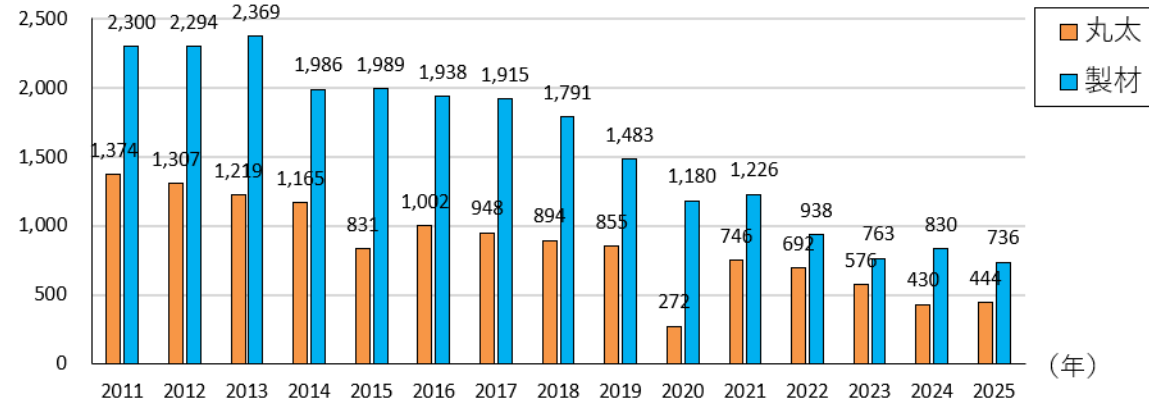
カナダからの輸入額(2025年)



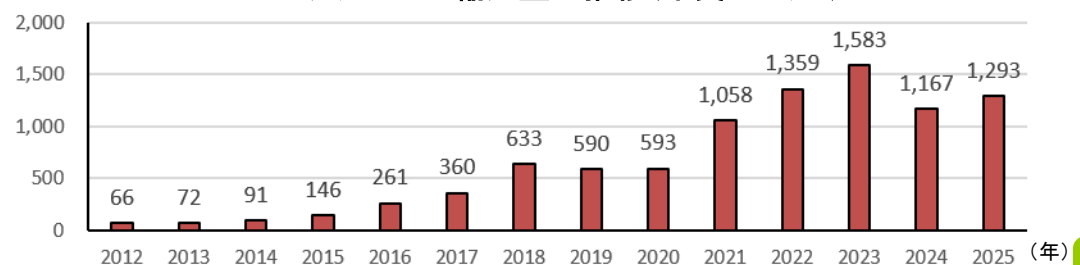
※HSコード第4401.31号

資料:「貿易統計」

(千m³) カナダからの輸入量の推移(丸太、製材)



(千トン) カナダからの輸入量の推移(木質ペレット)



※木質ペレット輸入量は2012年以降集計を開始

トピック： 米加針葉樹製材紛争

- 米国は、国内における針葉樹製材の需要量のうち、3割程度をカナダから輸入。
- 米国の製材業界は、1980年代以降、カナダの製材が、同国州有林における低い立木価格の設定により、安価で輸出され、高い市場シェアを維持しているとして問題視。
- 以後、数次にわたり、カナダによる自主的な輸出量の制限や輸出税の賦課、米国によるダンピング防止税及び相殺関税の賦課等を措置。
- 2015年に、「2006年の米加針葉樹製材協定」が失効。2017年から、米国は、輸出業者別に、ダンピング防止税及び相殺関税の賦課を開始し、米国は、両税の引き下げと引き上げを行っている。また、これに対し、カナダは、WTO等の紛争処理手続に提訴。2021年と2024年に、USMCAへ提訴(ともに審理中)。

米加針葉樹製材紛争の経緯

1982年 米国が、業界団体の要請を受けて、カナダからの製材輸入に対する相殺関税の調査を開始(発動せず)。
1986年 米国とカナダがMOUを締結。カナダが自主的に、15%の輸出税を賦課。
1991年 カナダがMOUを一方的に破棄。
1992年 米国が相殺関税(6.51%)の賦課を開始。
1996年 米国とカナダが「針葉樹製材協定」を締結。カナダが自主的に、一定量以上の輸出に対して、輸出税を賦課。
2001年 「針葉樹製材協定」が失効。
2002年 米国がダンピング防止税(8.43%)及び相殺関税(18.79%)の賦課を開始。
2006年 米国とカナダが「2006年の針葉樹製材協定」を締結。カナダが、地域毎に、輸出税の賦課又は輸出量の割当を実施。
2015年 「2006年の針葉樹製材協定」が失効。
2017年 米国がダンピング防止税及び相殺関税(※両者とも企業別に税率を設定)の賦課を開始。
2020年 8月 WTOパネルが、米国の相殺関税は協定違反との報告書を公表。
11月 米国が、定期的な見直しにより、両税の税率を引き下げ(計20.23%→計8.99%)。
2021年 12月 米国が、第2次行政審査により、両税の税率を引き上げ(計8.99%→計17.9%)。
カナダはUSMCAに異議申し立て。
2022年 8月 米国が、第3次行政審査により、両税の税率を引き下げ(計17.91%→計8.59%)。
2023年 7月 米国が、第4次行政審査により、両税の税率を引き下げ(計8.59%→計8.05%)。
2024年 1月 2023年12月に米国が両税維持を決定したことに対して、カナダはUSMCAに異議申し立て。
2024年 9月 米国が、第5次行政審査により、両税の引き上げ(計8.05%→計14.40%)。
2025年7-8月 米国が、第6次行政審査により、両税の引き上げ(計14.40%→計35.16%)。

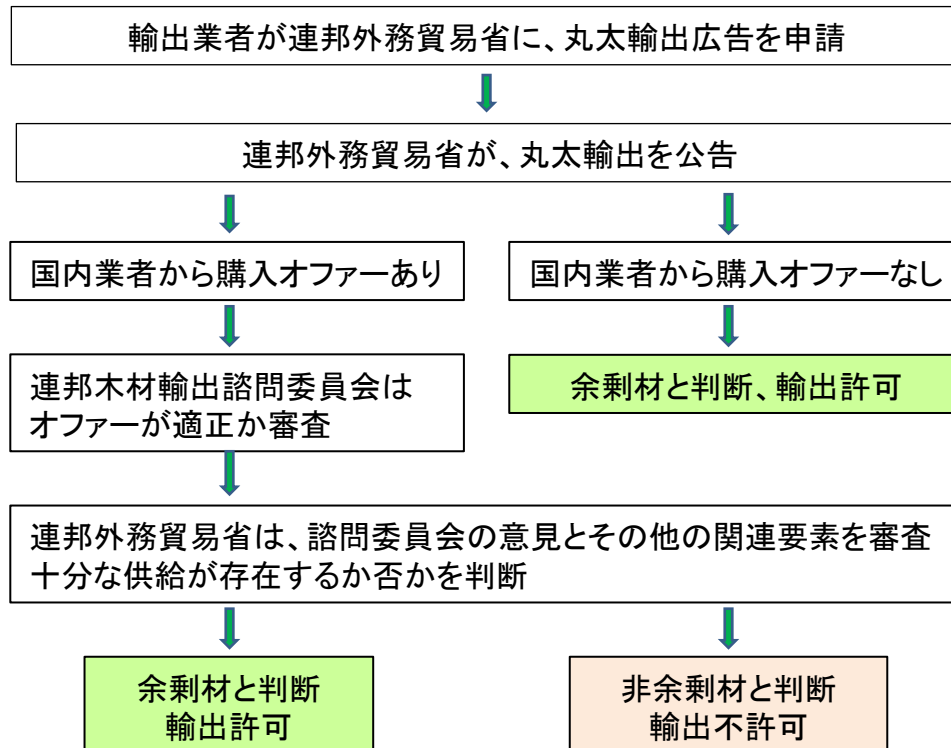
現行のダンピング防止税及び相殺関税の税率 (2025年7-8月発効、カナダ政府国際関係省サイトより引用)

輸出業者名	ダンピング防止税	相殺関税	合計
Canfor 等	35.47%	12.12%	47.59%
West Fraser 等	9.65%	16.82%	26.47%
その他	20.53%	14.63%	35.16%

・その他: Non-Selected Companies
・輸出事業者名の詳細は米国官報参照
ダンピング防止税: FR Vol. 90, No. 143 p. 35666
相殺関税: FR Vol. 90, No. 156 p. 38755

トピック：カナダの丸太輸出規制

- カナダは、1906年から、国内産業の保護のため、**ブリティッシュ・コロンビア(BC)州からの丸太輸出を規制**(※BC州政府は州有林に対して、連邦政府は連邦有林及び民有林に対して規制)。
- 輸出業者は、**丸太輸出の公示**を行い、国内加工業者から**購入の意思**が示された場合には、**輸出できず**(「余剰テスト」)。
- 当該措置は、国内産業保護のための輸出制限を禁止する**GATT第11条に違反**する可能性。
- **CPTPP協定**では、「林産物貿易に関する**交換公文(サイドレター)**」により、カナダ政府が、「**関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は許可する**」旨規定。



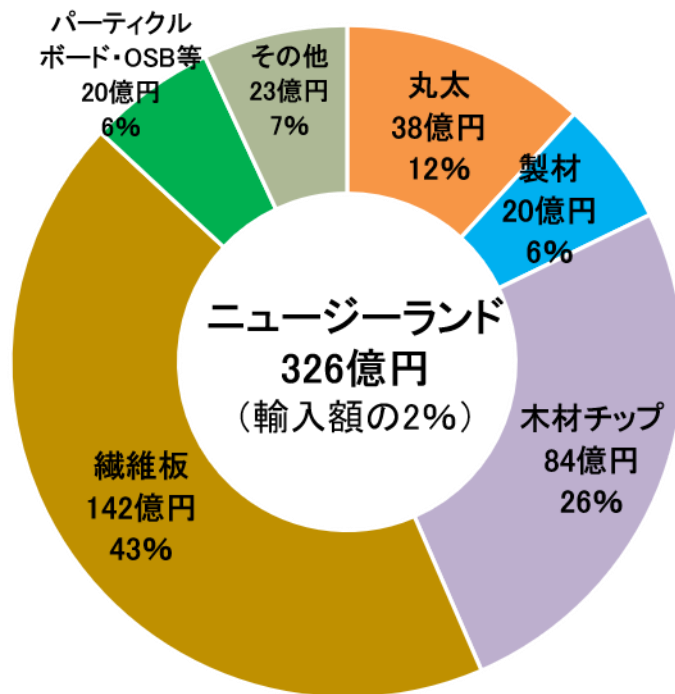
林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文(概要)

- カナダと日本は、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意。
- 同委員会は、CPTPP協定の発効から5年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。以後も、常設の議題とする。
- 同委員会は、以下の丸太輸出の措置についても点検。問題が生じた場合、同委員会で解決を図る。
- カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに従った日本向け丸太輸出の申請を受けた場合、許可証を発給する。

4. 国別の輸入動向－③ニュージーランド

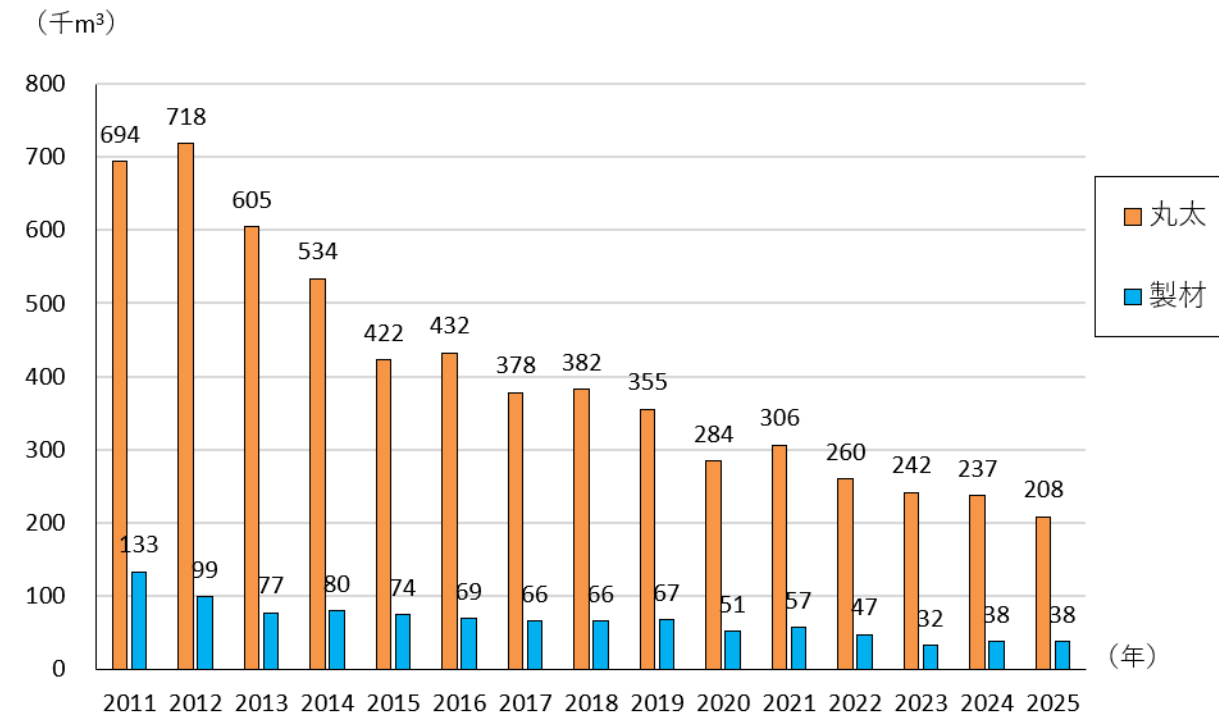
- ニュージーランドの丸太生産量は3,259万m³、製材生産量は415万m³。丸太生産量の62%を輸出(2024年)。
- ニュージーランドからの木材輸入額の約4割が繊維板。丸太と製材について輸入量は、漸減傾向。
- ニュージーランドからの丸太輸入量(21万m³)は、我が国の丸太輸入量全体の12%。丸太、製材ともに、ほぼ全量がラジアータパイン。ラジアータパインは、主に、パレット等の梱包材に使用。

ニュージーランドからの輸入額(2025年)



資料:「貿易統計」

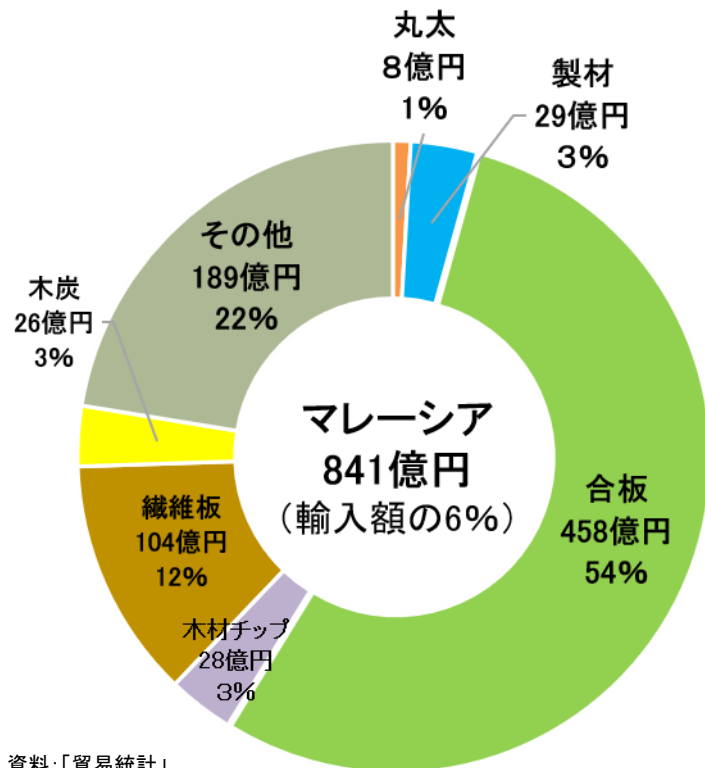
ニュージーランドからの輸入量の推移(丸太、製材)



4. 国別の輸入動向－④マレーシア

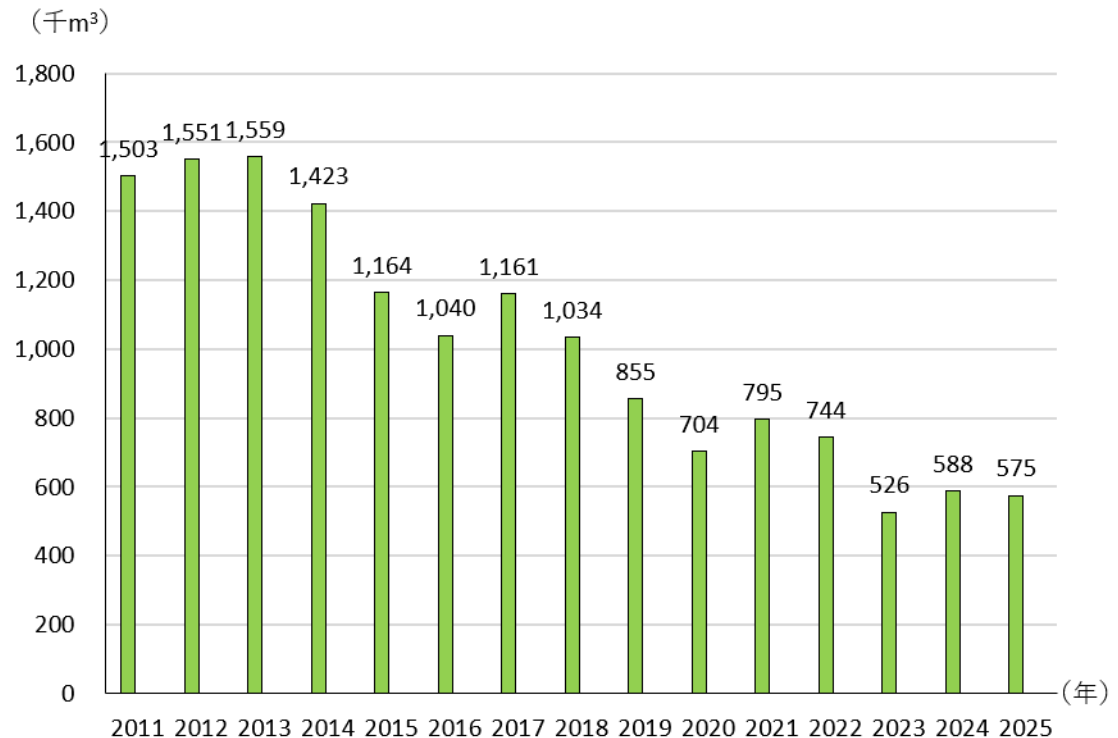
- マレーシアの丸太生産量は1,479万m³、合板・LVL生産量は114万m³(2024年)。マレーシアの合板生産量は、資源の枯渇や違法伐採対策の強化により、減少傾向。
- マレーシアからの木材輸入額の約5割が合板。マレーシアからの合板輸入量(58万m³)は、我が国の合板輸入量全体の39%。合板の輸入量は減少傾向。
- かつて、マレーシアからは多量の丸太を輸入していたが、資源の枯渇や丸太輸出禁止(半島:1985～、サバ州:1993～1996、2018～)により、2021年の丸太輸入量は2万m³程度まで減少。(サバ州は、2022年1月に丸太輸出禁止を条件付きで一部解除(※天然林は生産量の20%まで可、人工林は制限なし))。

マレーシアからの輸入額(2025年)



資料:「貿易統計」

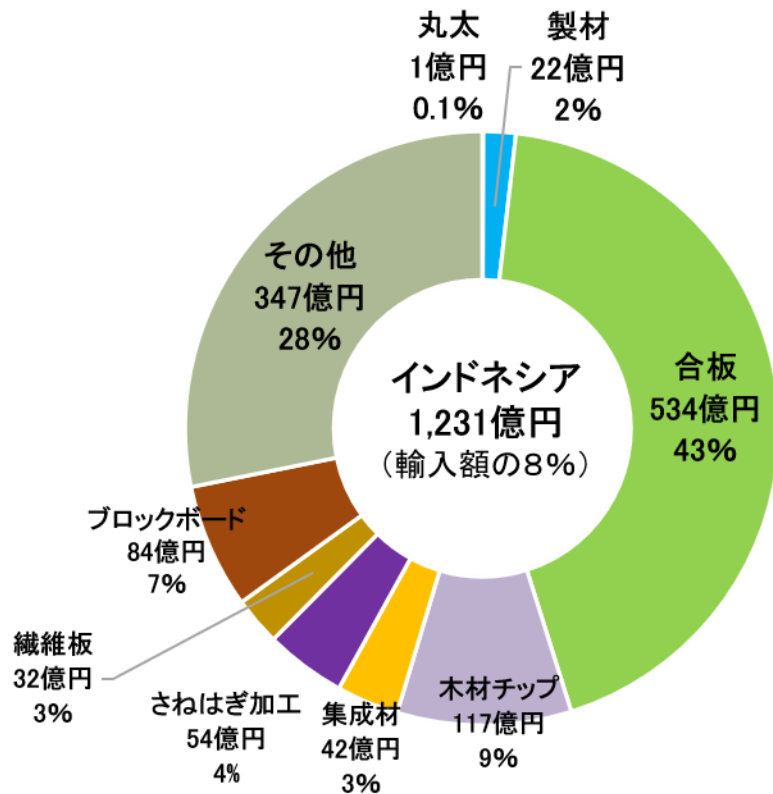
マレーシアからの輸入量の推移(合板)



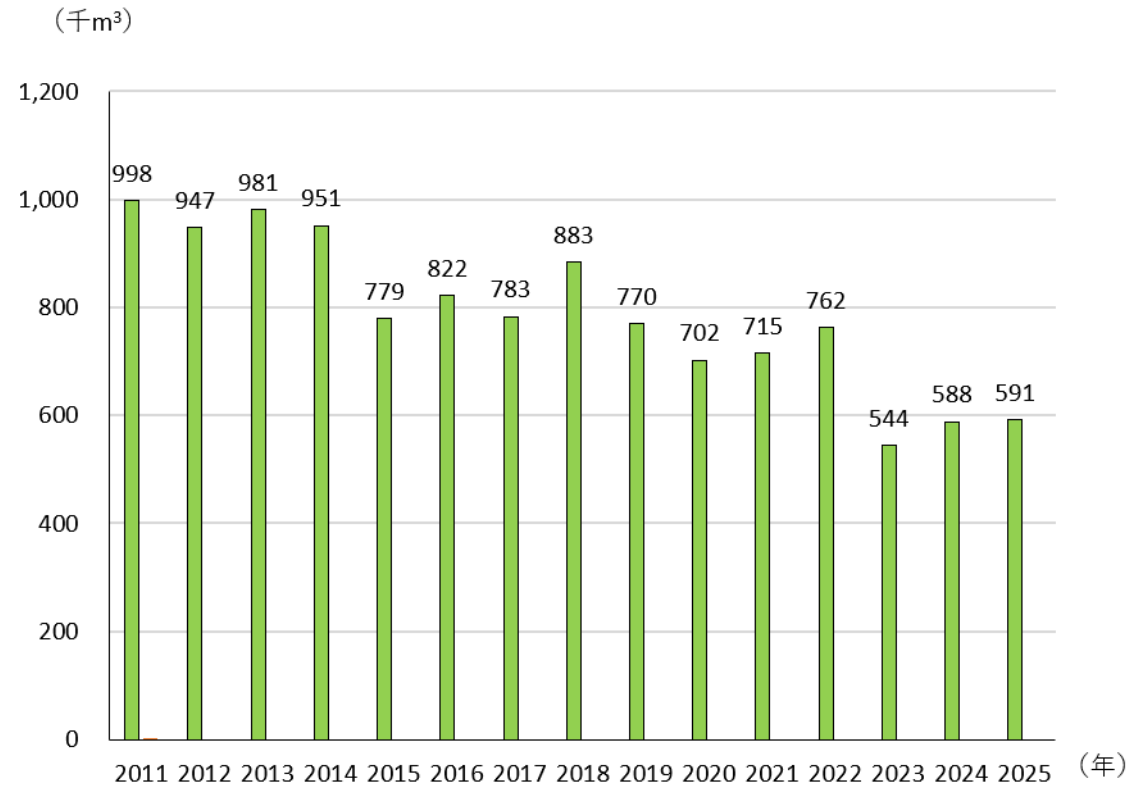
4. 国別の輸入動向－⑤インドネシア

- インドネシアの丸太生産量は9,175万m³、合板・LVL生産量は389万m³(2024年)。
- インドネシアからの木材輸入額の約4割が合板。インドネシアからの合板輸入量(59万m³)は、我が国の合板輸入量全体の41%。
- インドネシアは、2001年から丸太輸出を禁止(1985～1992年にも禁止)。(※人工林から生産された丸太を除く。)

インドネシアからの輸入額(2025年)



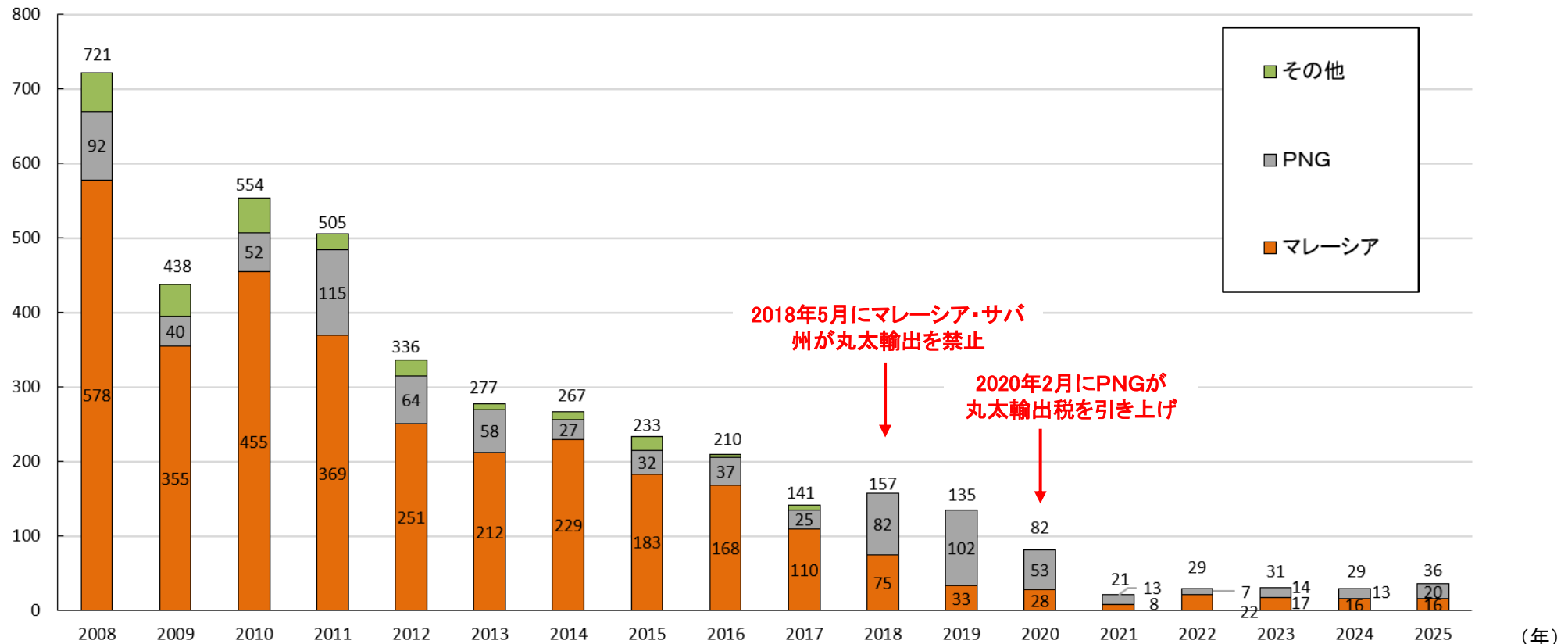
インドネシアからの輸入量の推移(合板)



トピック： 南洋材丸太の輸出規制

- 2025年における南洋材丸太の輸入量は3.6万m³。2008年と比較すると、▲95%の減少。
- 主要な輸入国は、パプアニューギニア（輸入量に占めるシェア38%）とマレーシア（同50%）。
- 2018年5月に、マレーシアのサバ州が丸太輸出を禁止（※2022年1月から条件付きで一部解除）し、2019年には、マレーシアからの輸入量は半減。
- 2020年2月には、パプアニューギニアが丸太輸出税を35%から59%へ引き上げ。2020年の同国からの輸入量は半減。

※南洋材：インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィリピン、シンガポール、ブルネイの7か国から輸入された材。



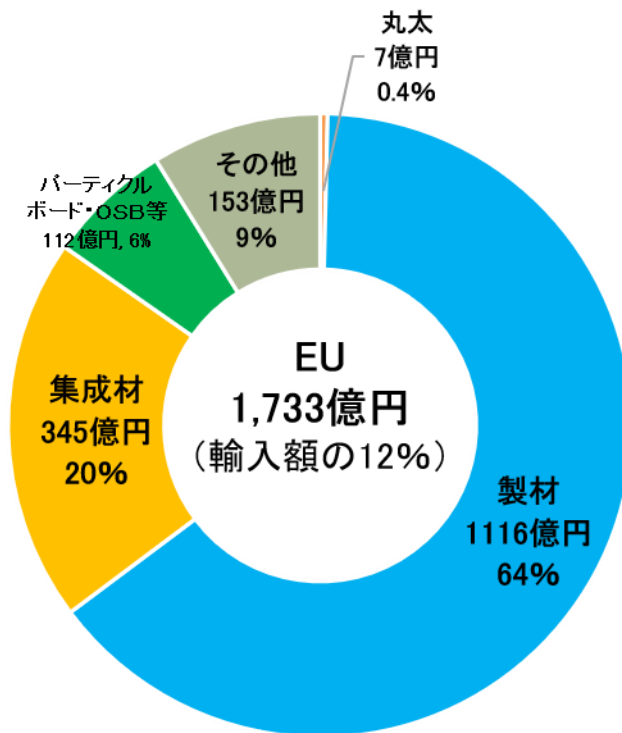
資料：「貿易統計」

南洋材丸太輸入量の推移

4. 国別の輸入動向－⑥EU

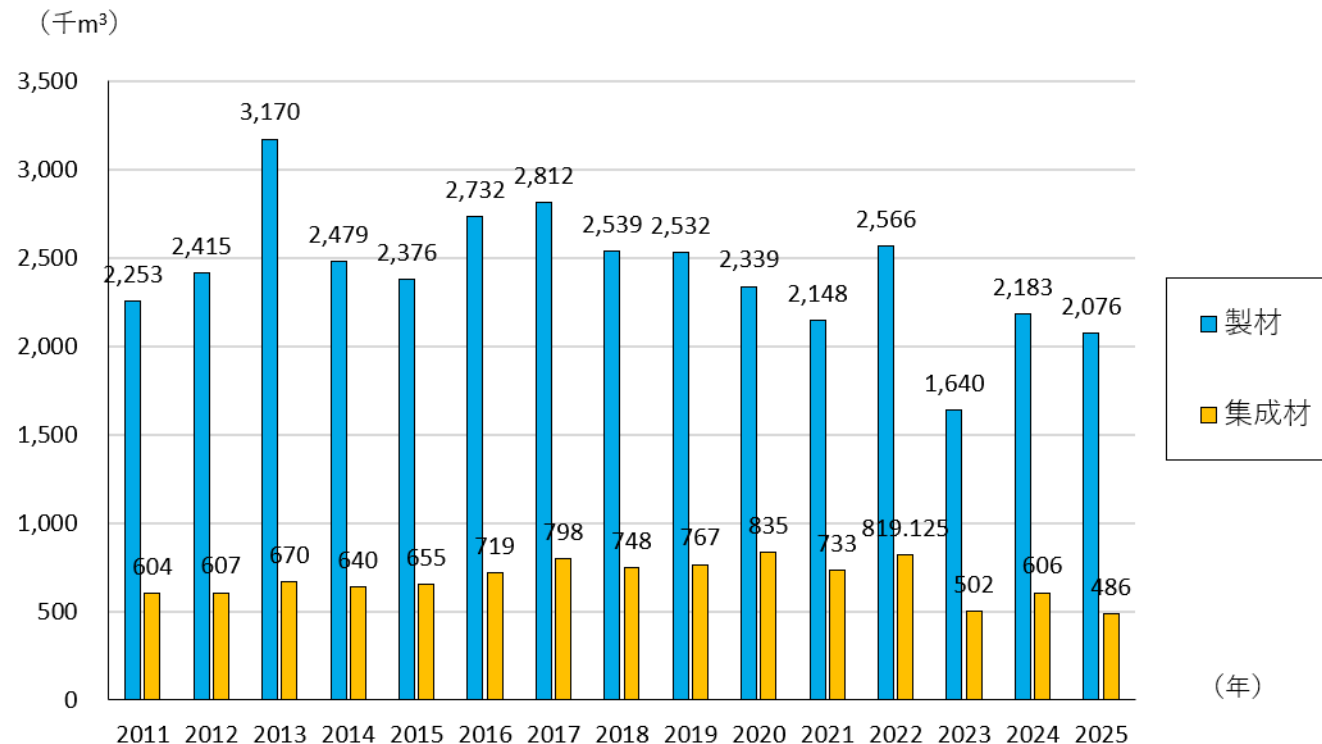
- EUの丸太生産量は3.5億m³、製材生産量は1.0億m³(2024年)。
- EUからの木材輸入額の約6割が製材、約2割が集成材。
- EUからの製材輸入量(208万m³)は、我が国の製材輸入量全体の55%。製材輸入量のほぼ全量がSPF製材(※トウヒ、マツ、モミの製材)。EU産のSPF製材は、主に構造用集成材の原料(ラミナ)に使用。
- EUからの集成材輸入量(49万m³)は、我が国の集成材輸入量全体の76%で、そのほとんどが構造用集成材。構造用集成材は、主に木造住宅の柱や梁等に使用。

EUからの輸入額(2025年)



資料:「貿易統計」

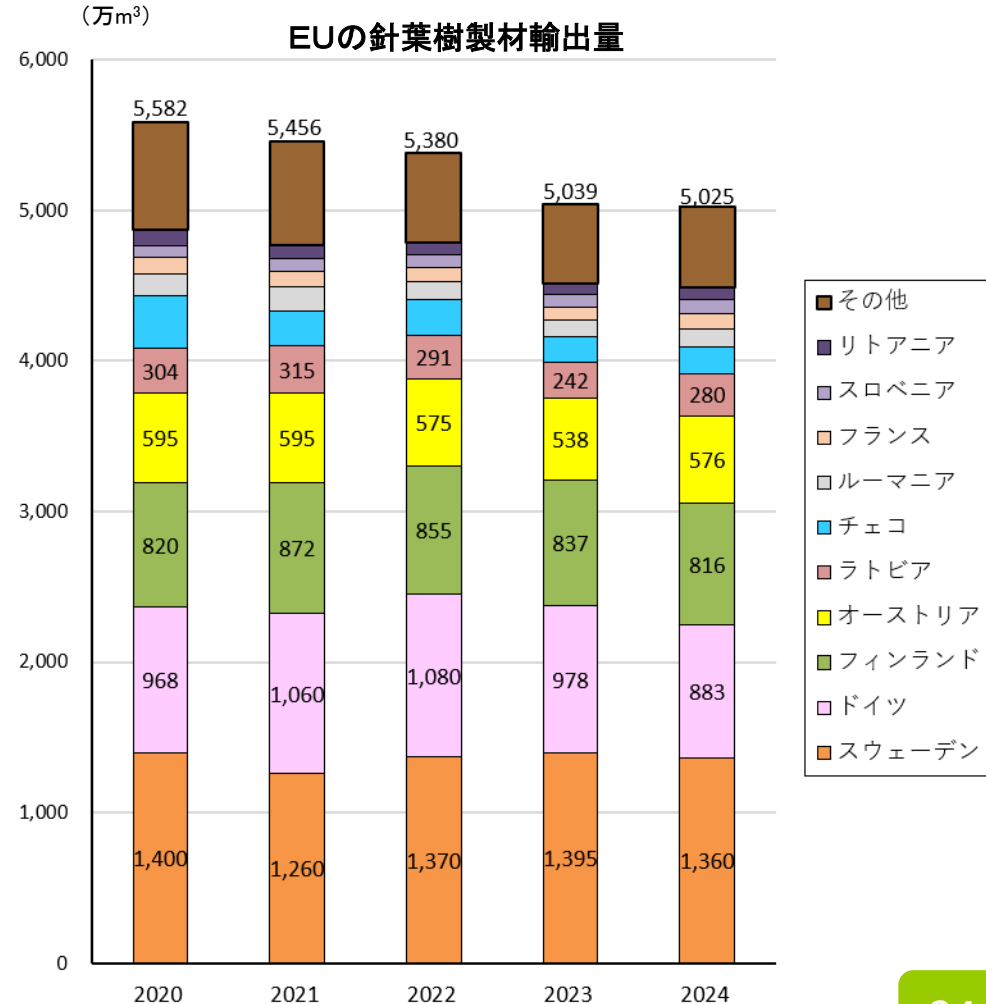
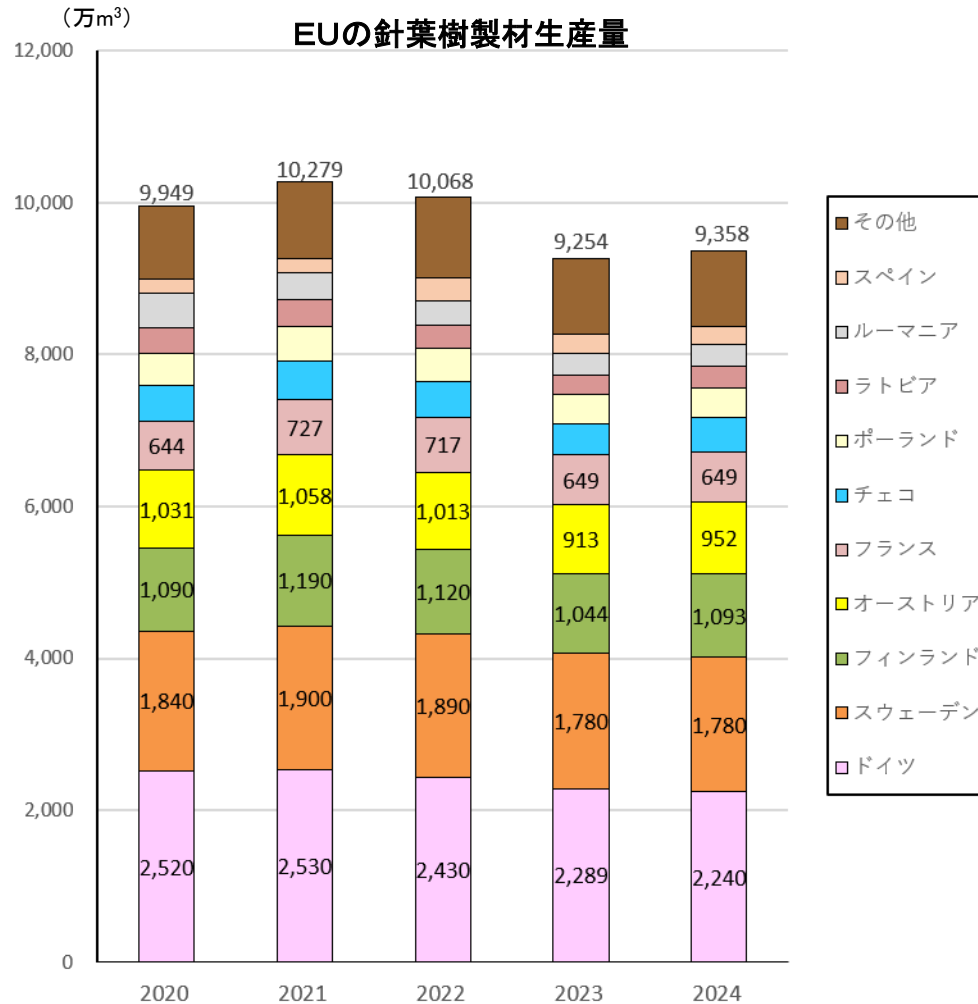
EUからの輸入量の推移(製材、集成材)



(年)

トピック： EUの針葉樹製材の生産量・輸出量

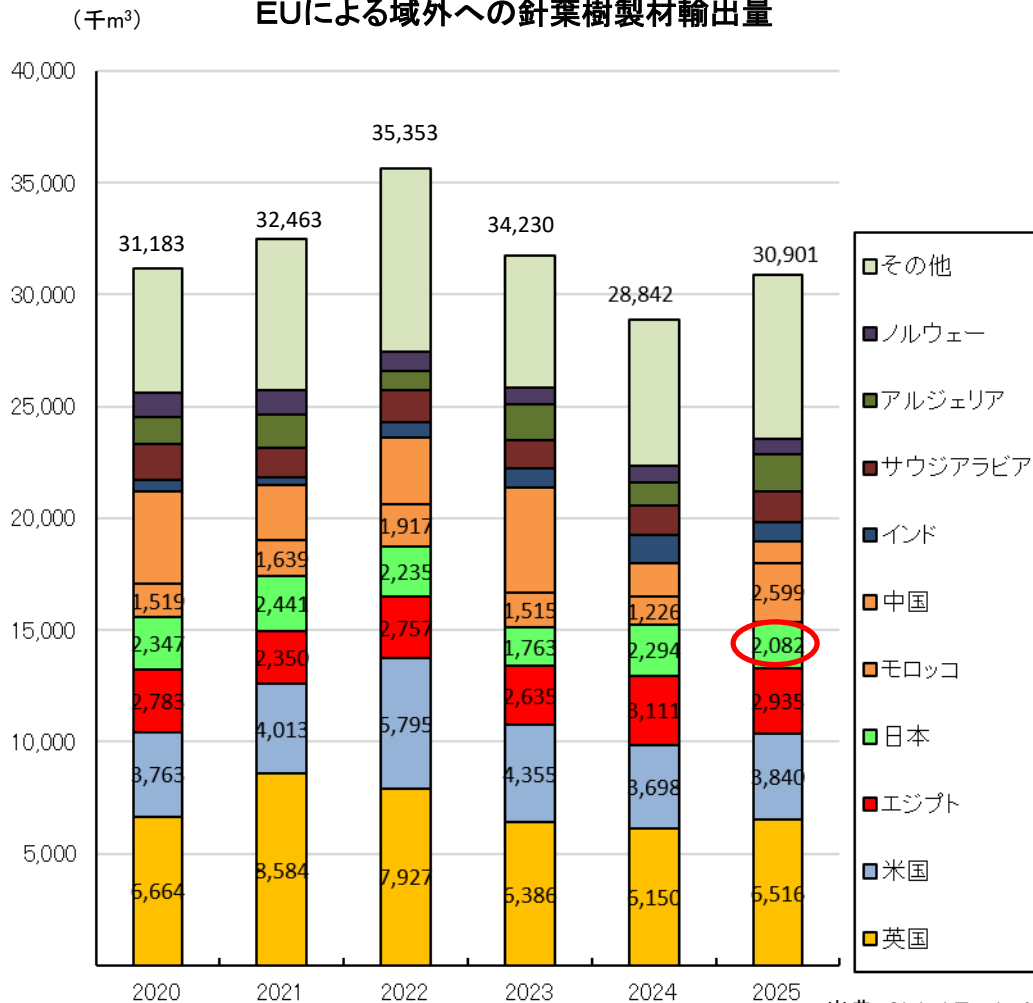
- 2024年におけるEUの針葉樹製材生産量は、前年比+1%の9,358万m³。ドイツ(24%)、スウェーデン(19%)、フィンランド(12%)、オーストリア(10%)の4か国で65%。
- 同年におけるEUの針葉樹製材輸出量は、前年比▲0%の5,025万m³。スウェーデン(27%)、ドイツ(18%)、フィンランド(16%)、オーストリア(11%)の4か国で72%。



トピック： EUからの針葉樹製材輸出先

- 2025年におけるEU域外への針葉樹製材輸出量は、前年比+7%の3,090万 m^3 。輸出先国としては、英国(21%)、米国(12%)、エジプト(9%)の上位3か国で42%を占める。日本への輸出量は208万 m^3 (7%)。
- 国別に見た域外への輸出割合は、スウェーデン:66%、フィンランド:60%、ドイツ:51%、オーストリア:19%。日本向けのシェアは、スウェーデンで5%、フィンランドで7%。

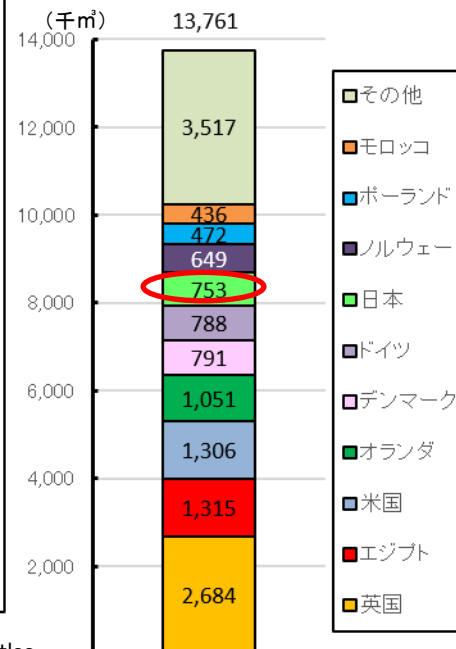
EUによる域外への針葉樹製材輸出量



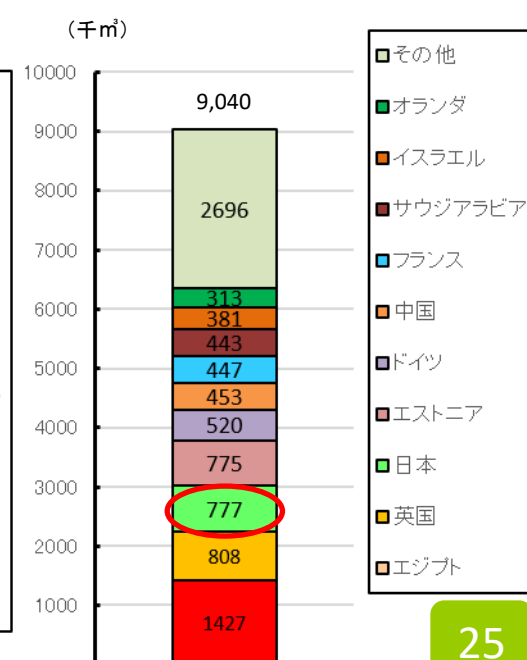
主要輸出国の針葉樹製材輸出量に占める域外輸出の割合(2025年)

	輸出量(千 m^3)	EU域外への輸出量(千 m^3)	EU域外割合
スウェーデン	13,761	9,042	66%
フィンランド	9,040	5,458	60%
ドイツ	7,534	3,820	51%
オーストリア	6,071	1,143	19%

スウェーデンの針葉樹製材輸出量(2025年)

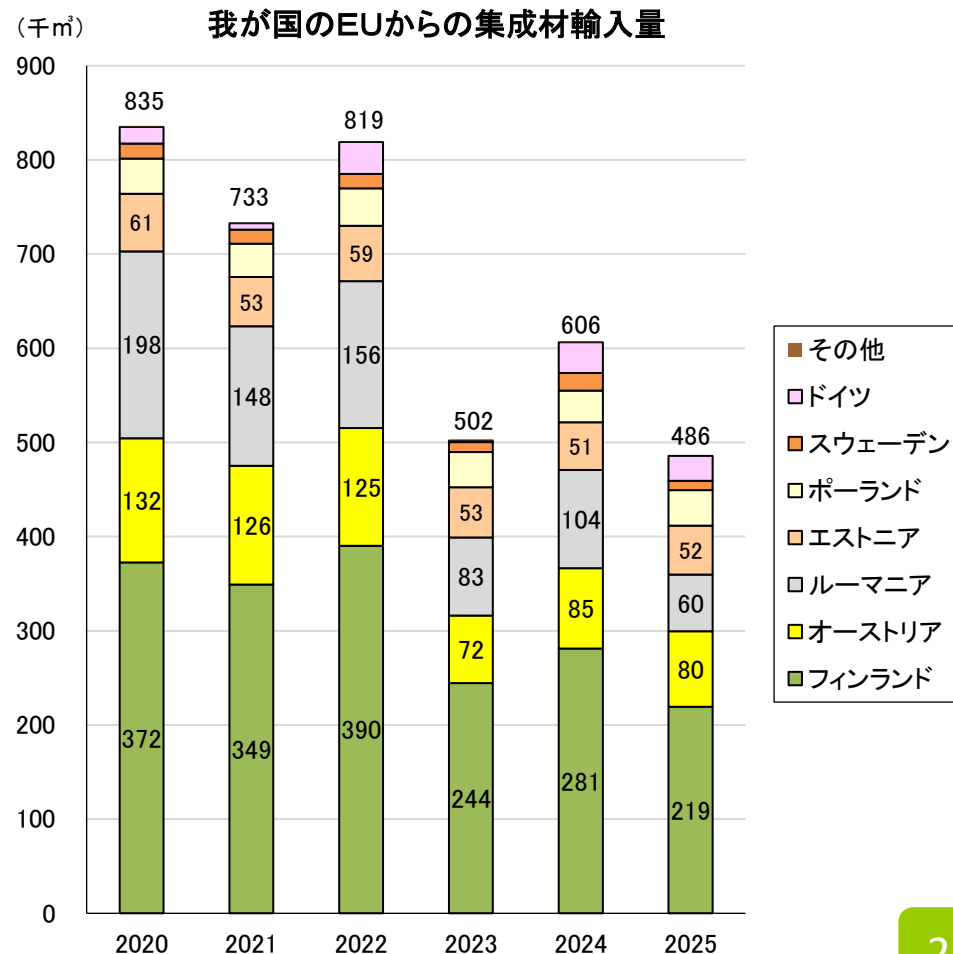
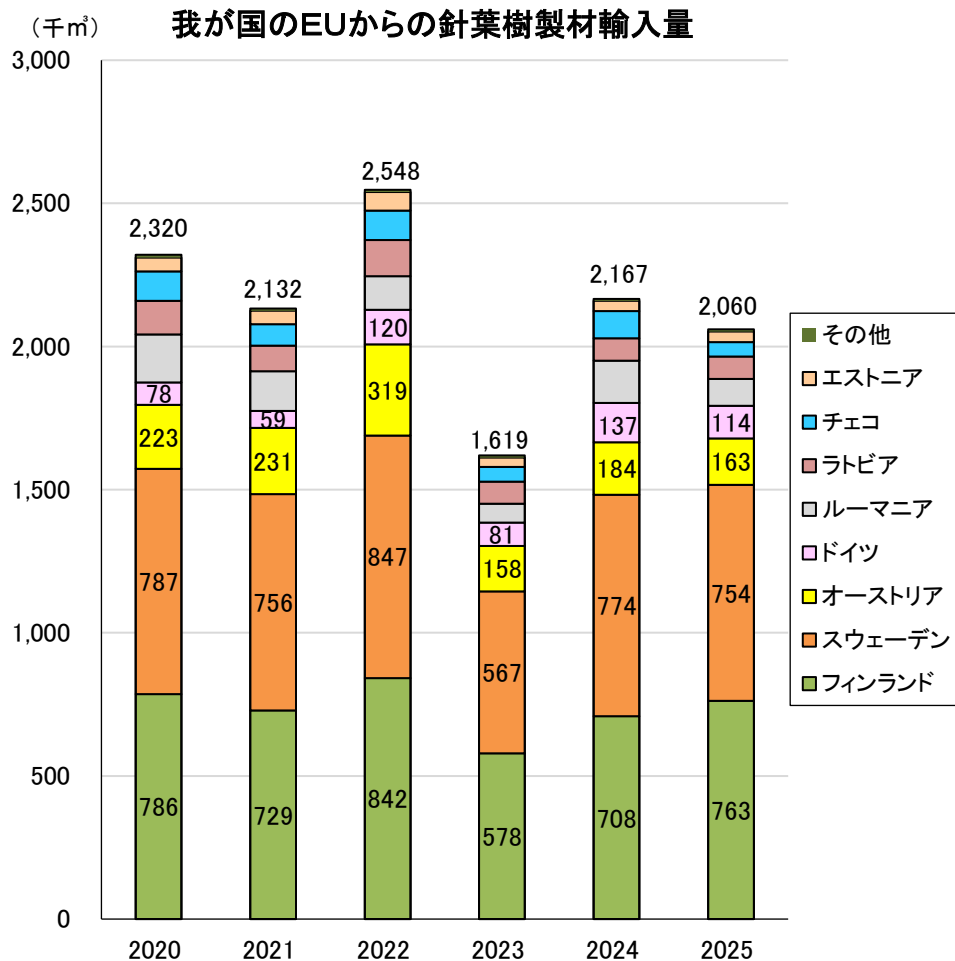


フィンランドの針葉樹製材輸出量(2025年)



トピック： EUからの針葉樹製材・集成材輸入量

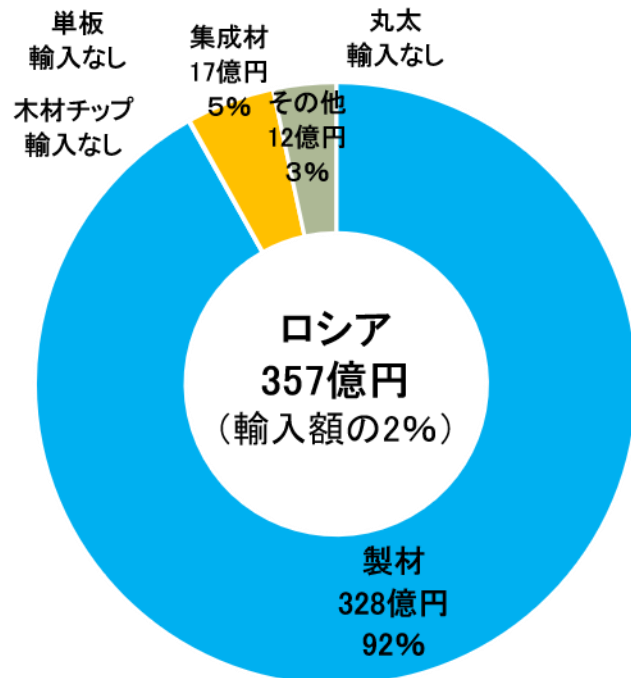
- 2025年における我が国のEUからの針葉樹製材輸入量は、前年度比▲5%の206万m³。内訳はスウェーデン(37%)、フィンランド(37%)で、この上位2か国で74%。
- 2025年における我が国のEUからの集成材輸入量は、前年度比▲20%の49万m³。2023年に大きく減少。内訳はフィンランド(45%)、オーストリア(16%)、ルーマニア(12%)で、これら上位3か国で74%。



4. 国別の輸入動向－⑦ロシア

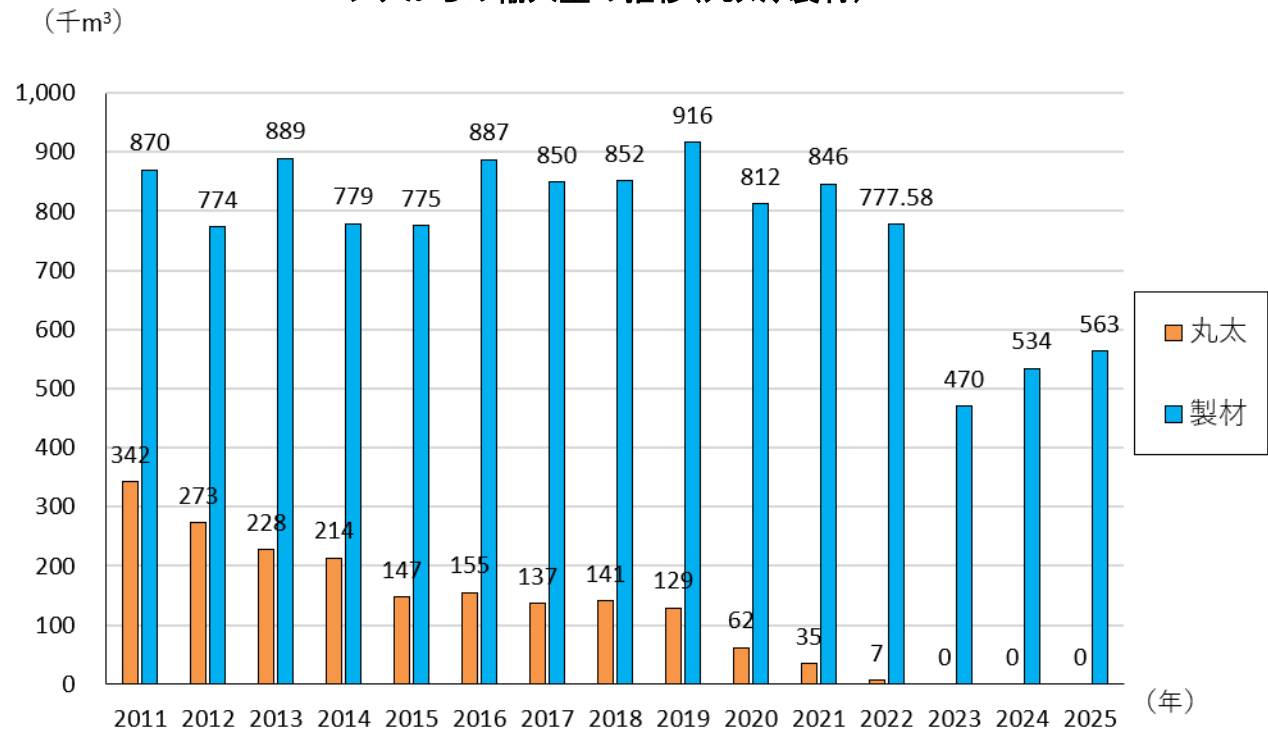
- ロシアの丸太生産量は1.9億m³、製材生産量は3,720万m³(2024年)。
- ロシアからの木材輸入額のうち、製材が約9割。
- ロシアからの製材輸入量(56万m³)は、我が国の製材輸入量全体の15%を占める。ロシア産の製材は、主に、タルキや下地材等の羽柄材に使用。
- ロシアは、2022年1月から、未加工の丸太と粗く加工された木材の輸出を禁止。また、2022年3月9日から我が国を含む「非友好国」に対して、丸太、木材チップ、単板の輸出を禁止。これに対して我が国は、2022年4月19日に木材の一部(丸太、木材チップ及び単板)を含むロシアからの一部物品についての輸入禁止を措置。

ロシアからの輸入額(2025年)



資料:「貿易統計」

ロシアからの輸入量の推移(丸太、製材)



木材に係るロシアによる輸出禁止、我が国によるロシアへの制裁等

【ロシアが講じた措置】

1. 2022年3月9日から、我が国を含む「非友好国」に対し、木材チップ、丸太、単板の輸出を禁止

2021年におけるロシアからの輸入総額は634億円
(我が国の木材輸入総額(約1.2兆円)の5%)
内訳は、69%(435億円)が製材、13%(85億円)が単板、
8%(48億円)が構造用集成材、
2%(13億円)が木材チップ、1%(9億円)が丸太

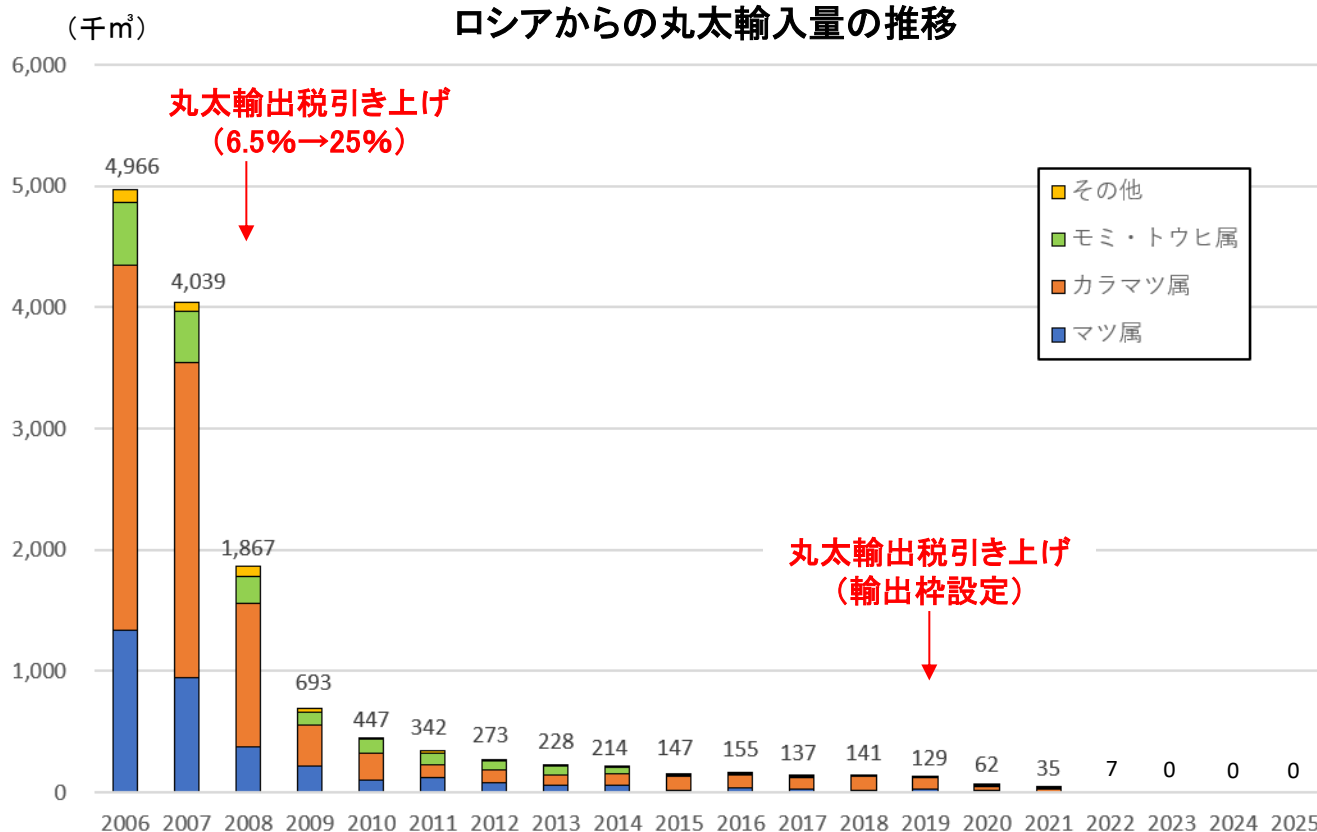
5. 2022年8月30日、我が国を含む「非友好国」に対して、単板の輸出禁止措置を一部解除
※ 極東のウラジオストク、ナホトカ及びオリガの3港から輸出する場合に限り許可
6. 2023年3月2日、我が国を含む「非友好国」に対して、木材チップの輸出禁止措置を一部解除
※ 極東のウラジオストク、ナホトカ及びオリガの3港から輸出する場合に限り許可

【我が国が講じた措置】

2. 2022年4月19日、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省告示を改正・施行し、ロシアからの一部物品の輸入を禁止
※ チップ、丸太及び単板について、ロシアからの輸入禁止を措置(他にアルコール飲料、機械類・電気機械)
3. 2022年4月21日、関税等改正法を施行し、ロシアへの最恵国待遇を撤回
※ 国定税率に戻り、製材の関税率は4.8%から最大8%に引き上げ(製材の一部、単板、構造用集成材等は変化なし)
4. 2022年6月17日、改正輸出貿易管理令を施行し、ロシアへの一部物品の輸出を禁止
※ 針葉樹単板について、ロシアへの輸出禁止を追加措置(機械類を中心に全146品目、G7協調で欧米との並び)
7. 2023年8月9日、改正輸出貿易管理令を施行し、ロシアへの一部物品の輸出を禁止
※ 製材等について、ロシアへの輸出禁止を追加措置(自動車を中心に全758品目、G7協調で欧米との並び)

トピック： ロシアの丸太輸出税引き上げ

- ロシアは、国内における加工産業育成のため、2007年から2008年に丸太輸出税を6.5%から25%に引き上げ。以後、我が国のロシアからの丸太輸入量は大幅に減少。
- 2017年12月に、エゾマツ、トドマツ、ロシアカラマツの丸太について、年間400万m³の輸出枠を設定した上で、枠内数量には低い税率(6.5%(2019年10月に13%へ引き上げ))、枠外数量には段階的に高い税率(2021年以降は80%)を適用。
- 2022年1月から、未加工の丸太と粗く加工された製材の輸出を禁止。また、2022年3月9日から我が国を含む「非友好国」に対して、丸太、木材チップ、単板の輸出を禁止。

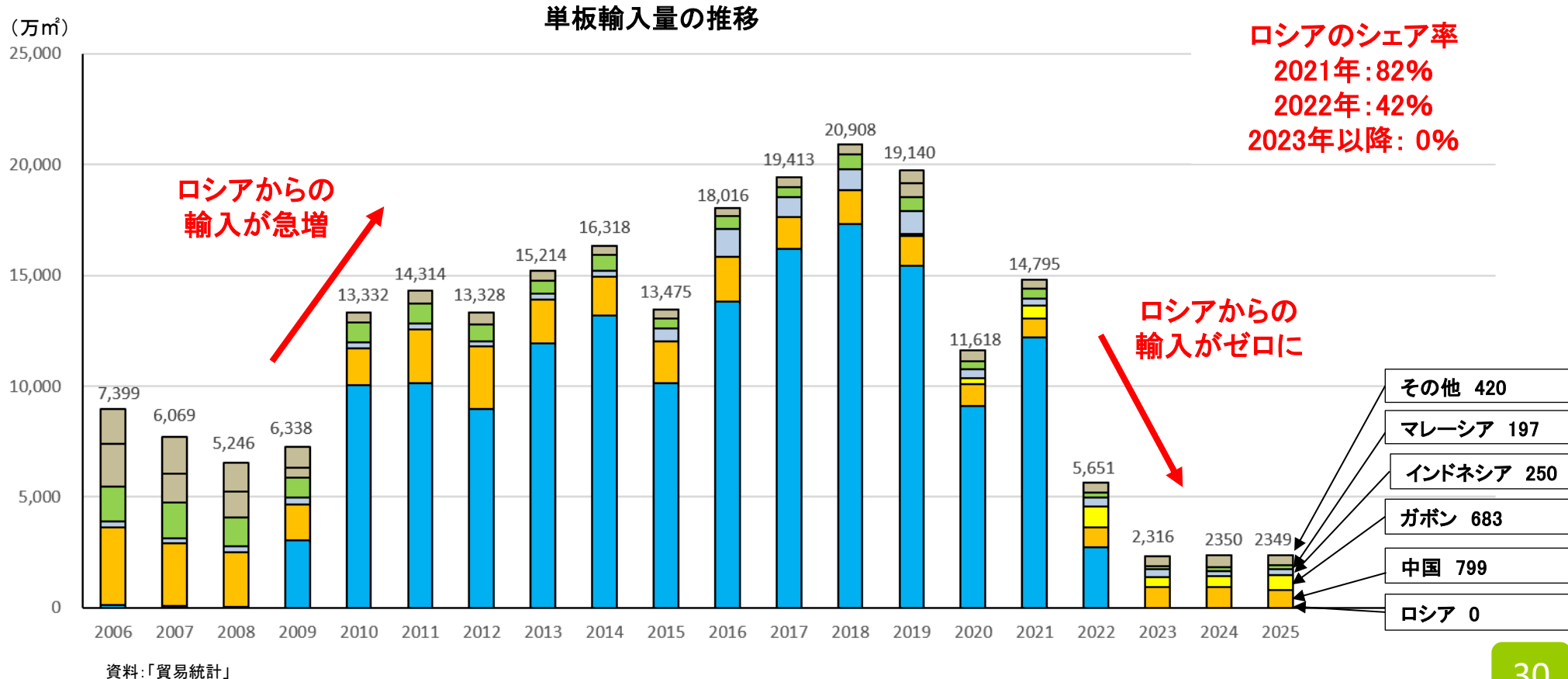


ロシアによる丸太輸出税の引き上げ

枠内税率	枠外税率				輸出規制
	2018年	2019年	2020年	2021年	
年間400万m ³					2022年～現在
13%	25%	40%	60%	80%	原則輸出禁止

トピック： ロシアからの単板輸入

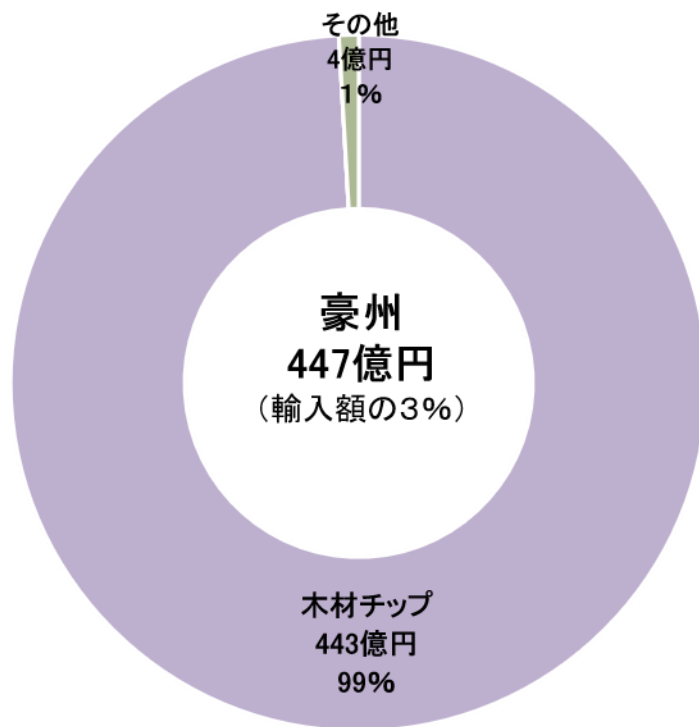
- 2010年以降、ロシアの丸太輸出税引き上げを受けて、**ロシアからの単板輸入が急増**（2008年：17万㎡（立米換算0.03万㎡）→2020年：9,109万㎡（同18.2万㎡）→2021年：12,200万㎡（同24.4万㎡）（※平均厚さ2mmで換算））。我が国の単板輸入量に占める**ロシアのシェアも急激に上昇**（2008年：0.3%→**2021年：82%**）。
- 他方、マレーシア、インドネシア等からの**熱帯木材単板の輸入量は大きく減少**。（マレーシアとインドネシアからの輸入量合計：2008年：1,604万㎡（立米換算3.2万㎡）→2025年：447万㎡（同0.89万㎡））
- ロシアは、**2022年3月9日から**我が国を含む「非友好国」に対して、木材チップ、丸太、**単板の輸出を禁止**。これに対して、我が国は2022年4月19日に単板を含む一部の木材の輸入禁止を措置。この結果、**ロシアからの単板輸入は2023年にはゼロに**。



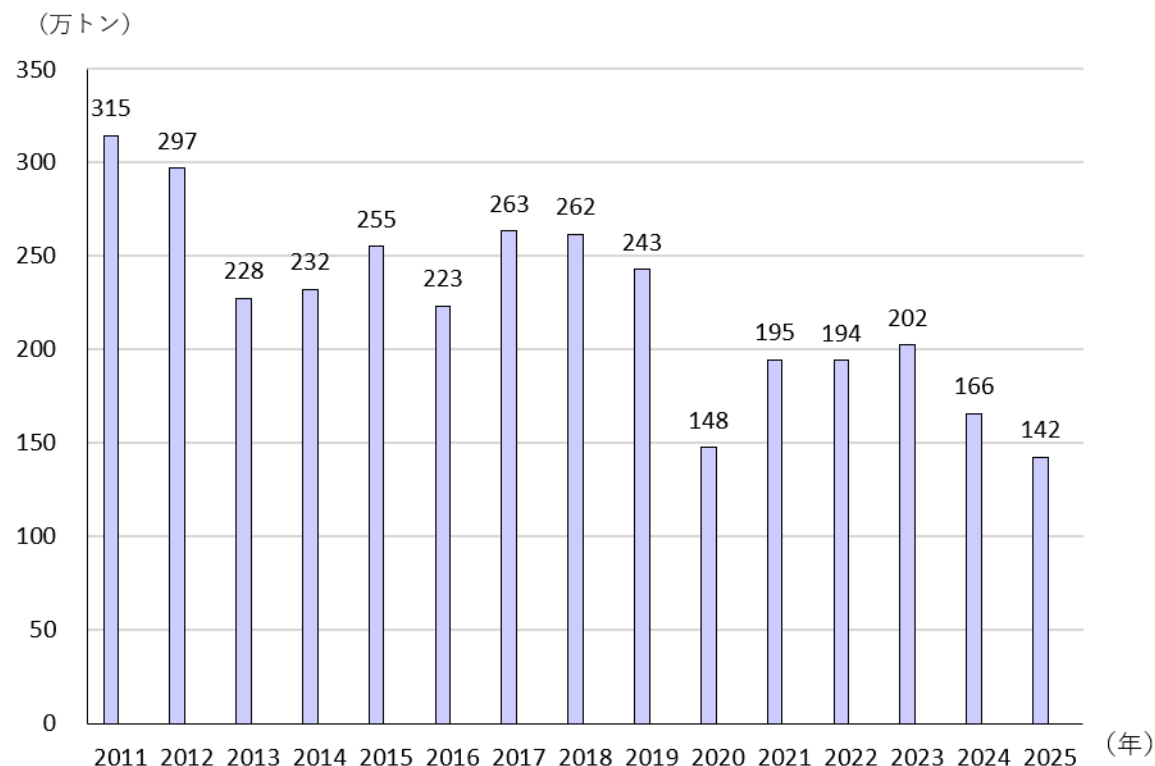
4. 国別の輸入動向－⑧豪州

- 豪州の丸太生産量は2,337万m³、木材チップ生産量は320万m³(2024年)。
- 豪州からの**木材輸入額の99%が木材チップ**。主な用途は製紙。
- 豪州からの木材チップ輸入量(142万t)は、**我が国の木材チップ輸入量全体の13%**。安価なベトナム産チップとの競合により、**輸入量は減少傾向**。

豪州からの輸入額(2025年)



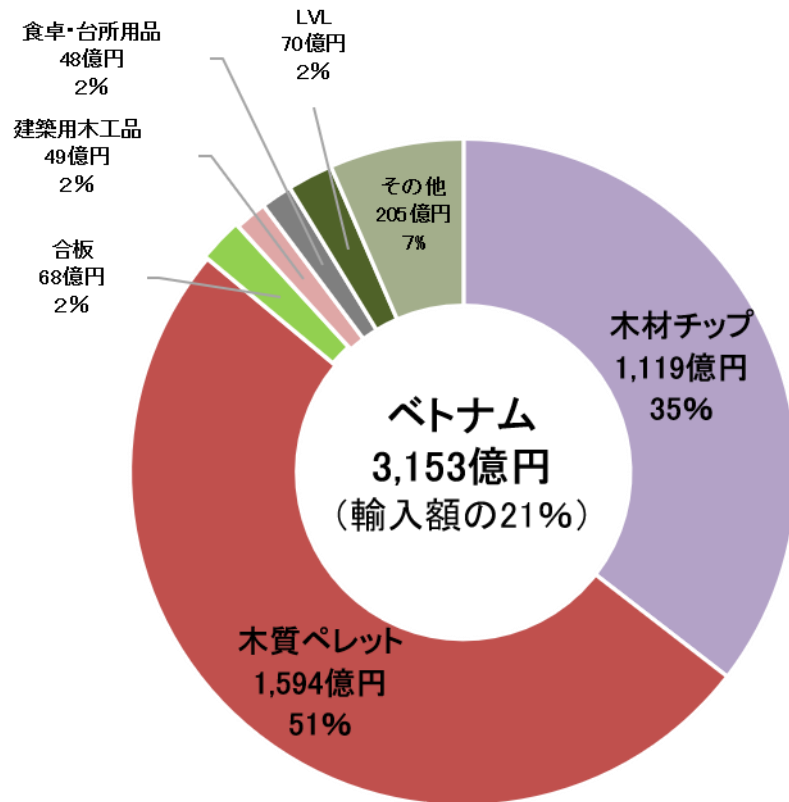
豪州からの輸入量の推移(木材チップ)



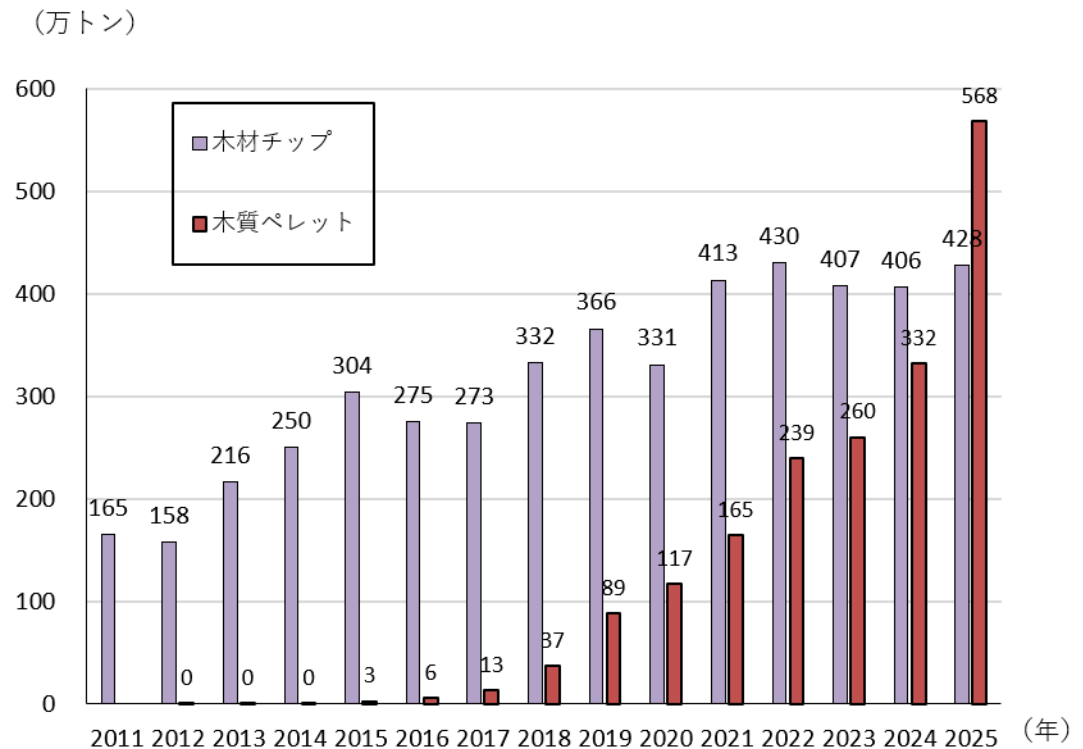
4. 国別の輸入動向－⑨ベトナム

- ベトナムの丸太生産量は4,534万m³、木材チップ生産量は2,100万m³(2024年)。
- ベトナムからの木材輸入額の約4割が木材チップ。約5割が木質ペレット。
- ベトナムからの木材チップ輸入量(428万t)は、**我が国の輸入量全体の40%**。
- ベトナムからの木質ペレット輸入量(568万t)は、**我が国の輸入量全体の66%**。森林認証製品を供給可能であり、火力発電所における石炭混焼用の需要が増加。

ベトナムからの輸入額(2025年)



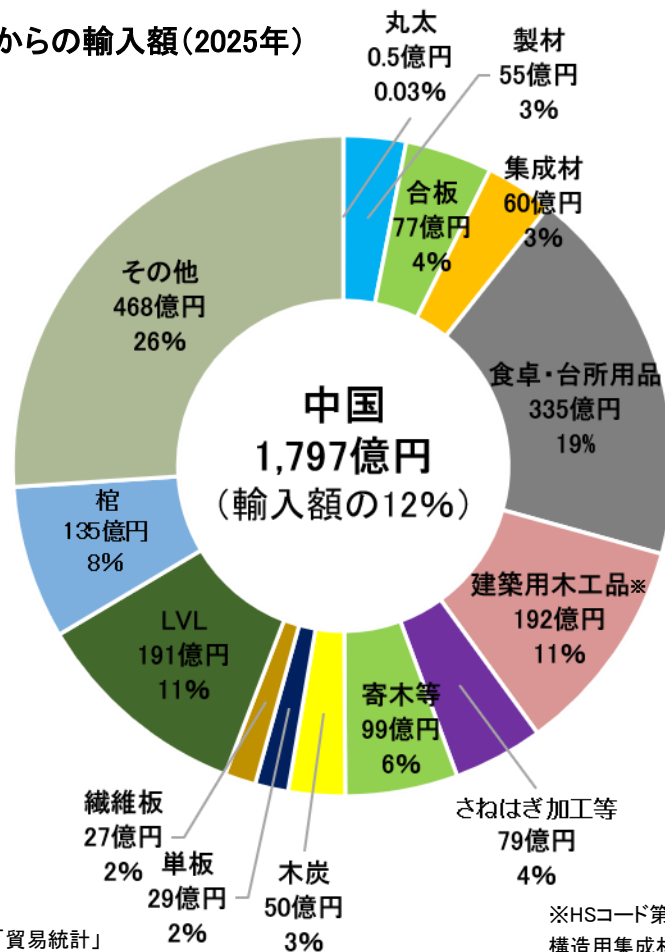
ベトナムからの輸入量の推移(木材チップ、木質ペレット)



4. 国別の輸入動向－⑩中国

- 中国は、**世界最大の木材輸入国**。2024年の丸太輸入量は3,849万m³(世界シェア37%)、製材輸入量は2,843万m³(同22%)。2018年から、国内における天然林の伐採を全面的に禁止(自給用薪炭利用を除く)。
- 中国からの木材輸入額のうち、丸太(0%)、製材(3%)、合板(4%)等の割合は低く、**食卓・台所用品(19%)**、**建築用木工品(11%)**などの高次加工製品が大半。
- 2019年4月に、我が国は、中国を**特惠関税の対象から除外**(卒業)。

中国からの輸入額(2025年)



資料:「貿易統計」

中国からの輸入額が多い上位10品目(2025年)
(HS9桁ベース)

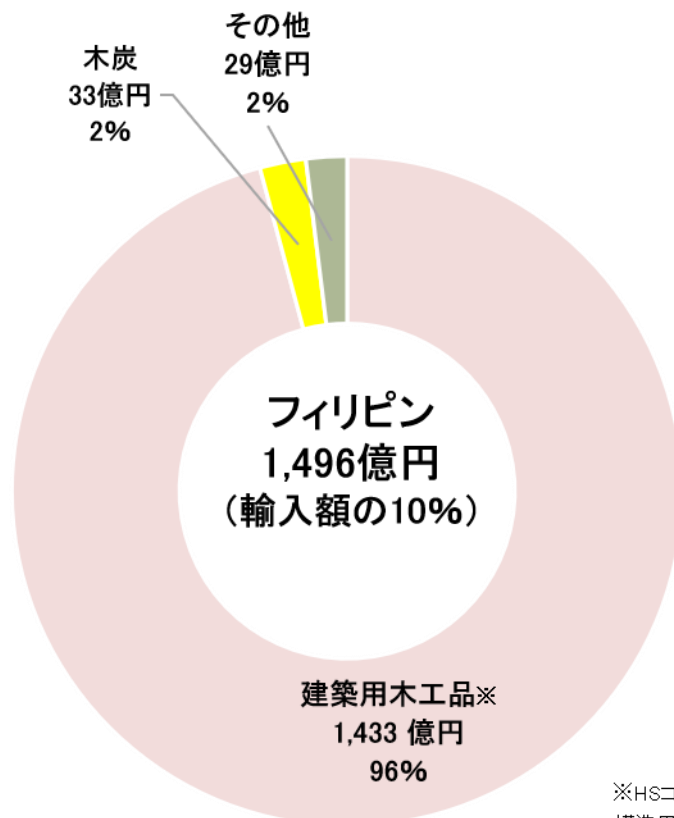
品目.	HSコード	輸入額 (億円)
造作用LVL等(広葉樹)	4412.42-000	191
棺	4421.20-990	129
戸及びその枠並びに敷居	4418.29-000	90
箸(竹製)	4419.12-900	83
フリー板	4421.99-991	82
食卓用品・台所用品	4419.90-900	73
割り箸(竹製)	4419.12-100	73
割り箸(木製)	4419.90-100	70
さねはぎ加工材(広葉樹)	4409.29-999	60
木製の箱等	4420.90-090	58

注: 上記のほか、「4421.99-999その他木製品」(内訳不明)が207億円の計上あり。

4. 国別の輸入動向－⑪フィリピン

- フィリピンの丸太生産量は385万m³、製材生産量は5万m³(2024年)。
- フィリピンからの木材輸入額のうち、**高次加工製品の建築用木工品が96%**。

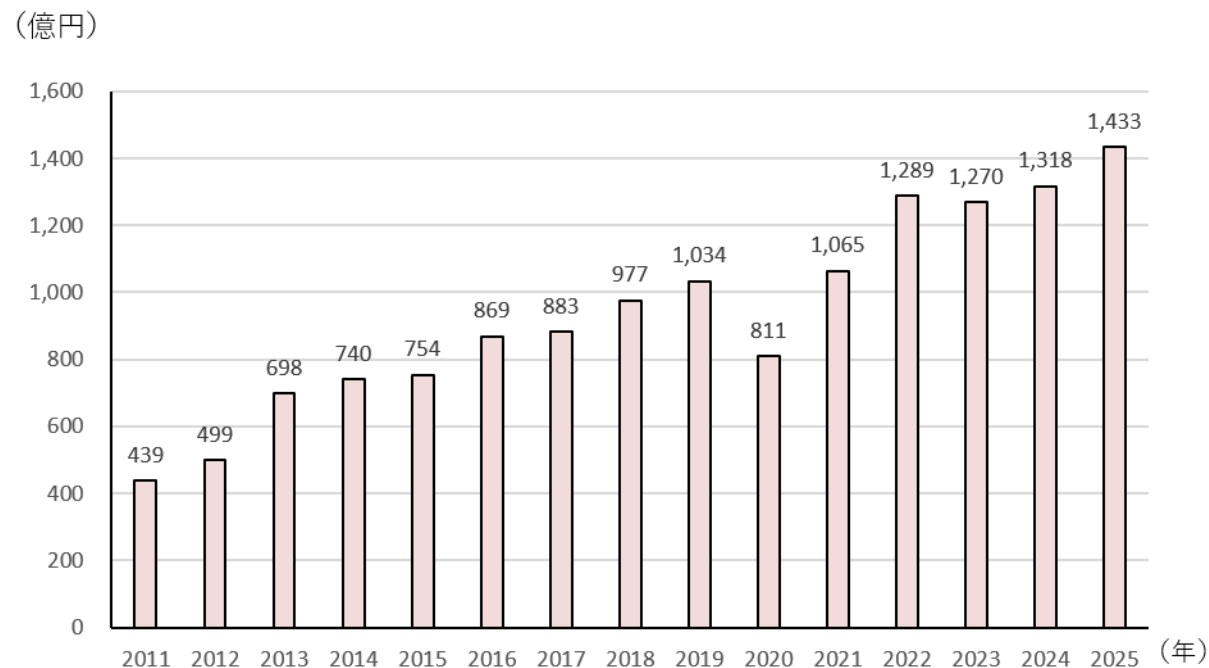
フィリピンからの輸入額(2025年)



※HSコード第4418号のうち、
構造用集成材を除いたもの

資料:「貿易統計」

フィリピンからの建築用木工品輸入額の推移



※財務省「貿易統計」:HSコード第4418号を集計
(構造用集成材を除く)